改正案 現 行

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、浄化槽に関する保守点検、清掃等について指導する事項を定めることにより、浄化槽の適正な維持管理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領の用語の意味は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。 以下「法」という。)及び大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例(昭和60年大阪府条例第4号。以下「条例」という。)の定める ところによるほか、次の各号に掲げるところによる。
- 一 合併処理浄化槽 法第2条第1号の規定に基づく浄化槽をいう。
- 二 公共浄化槽 法第 12条の4第1項の規定により指定された浄化槽 処理促進区域内に存する浄化槽のうち、法第 12条の5第1項の設置 計画に基づき設置された浄化槽であって、市町村が管理するもの及び 第 12条の6の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。
- 三 単独処理浄化槽 法第3条の2第1項のただし書き及び附則<u>(平成</u> 12年6月2日法律第106号。) 第2条の規定に基づくし尿のみを処理する設備又は施設をいう。みなし浄化槽。
- 第2章 浄化槽使用者及び浄化槽管理者の遵守事項

(浄化槽使用者の遵守事項)

第3条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 **59** 年厚生省令第 **17** 号。 以下「規則」という。)第1条の規定に基づき浄化槽を使用する者の 遵守事項 (以下「使用者の遵守事項 」という。) は、次の各号に掲げ るものとすること。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、浄化槽に関する保守点検、清掃等について指導する事項を定めることにより、浄化槽の適正な維持管理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領の用語の意味は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。 以下「法」という。)及び大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例(昭和60年大阪府条例第4号。以下「条例」という。)の定める ところによるほか、次の各号に掲げるところによる。
- 一 合併処理浄化槽 法第2条第1号の規定に基づく浄化槽をいう。
- 二 公共浄化槽 法第12条の4第1項の規定により指定された浄化 槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、法第12条の5第1項の設置計画に基づき設置された浄化槽であって、市町村が管理するもの及び第12条の6の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。
- 三 単独処理浄化槽 法第3条の2第1項のただし書き及び附則第2 条の規定に基づくし尿のみを処理する設備又は施設をいう。みなし浄 化槽。
- 第2章 浄化槽使用者等の遵守事項

(浄化槽使用者の遵守事項)

第3条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号。 以下「規則」という。)第1条の規定に基づき浄化槽を使用する者の 遵守事項は、次の各号に掲げるものとすること。

- 一 し尿を洗い流す水は適正量とすること。
- 二 殺虫剤、洗剤(酸・アルカリ・漂白剤等)、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品

等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。

- 三 合併処理浄化槽にあっては、工場排水、雨水等を流入させないこと。
- 四 単独処理浄化槽にあっては、し尿のみの流入とすること。
- 五 電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。
- 六 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検等に支障を及ぼす構造物を設けないこと。
- 七 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼす荷重をかけないこと。
- 八 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 九 浄化槽に異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

(浄化槽管理者の遵守事項)

- 第4条 浄化槽の維持管理を適正に行うため、浄化槽管理者が遵守する 事項等は、次の各号に掲げるものとすること。ただし、法第11条の 2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽については、 この限りではない。
- 一 浄化槽の機能を適正に維持するため、"第<u>6</u>章 浄化槽の保守点検 事項"の規定に従って、定期的に保守点検を行うこととし、原則とし て浄化槽保守点検業者に委託して実施すること。
- 二 浄化槽の清掃は、"第<u>8</u>章 浄化槽の清掃事項"の規定に従って行う こととし、その実施にあたっては、市町村長の許可を受けた浄化槽清 掃業者に委託して実施すること。
- 三 法第7条の規定に基づき、新たに設置され、又はその構造若しくは 規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後 **3** か月を経 過した日から5か月以内に、指定検査機関が行う検査<u>(以下、「設置</u> 後等の水質検査」という。)を受けること。

- 一 し尿を洗い流す水は適正量とすること。
- 二 殺虫剤、洗剤 (酸・アルカリ・漂白剤等)、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- 三 合併処理浄化槽にあっては、工場排水、雨水等を流入させないこと。
- 四 単独処理浄化槽にあっては、雑排水を流入させないこと。
- 五 電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。
- 六 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検等に支障を及ぼす構造物を設けないこと。
- 七 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼす荷重をかけないこと。
- 八 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 九 浄化槽に異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

(浄化槽管理者の遵守事項等)

- 第7条 浄化槽の維持管理を適正に行うため、浄化槽管理者が遵守する 事項等は、次の各号に掲げるものとすること。ただし、法第11条の 2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽については、 この限りではない。
- 一 浄化槽の機能を適正に維持するため、"第5章 浄化槽の保守点検 事項"の規定に従って、定期的に保守点検を行うこととし、原則とし て浄化槽保守点検業者に委託して実施すること。
- 二 浄化槽の清掃は、"第7章 浄化槽の清掃事項"の規定に従って行う こととし、その実施にあたっては、市町村長の許可を受けた浄化槽清 掃業者に委託して実施すること。
- 三 法第7条の規定に基づき、新たに設置され、又はその構造若しくは 規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後3か月を経過 した日から5か月以内に、指定検査機関が行う検査「設置後等の水質 検査」を受けること。

- 四 法第 **11** 条の規定に基づき、毎年 1 回、指定検査機関が行う検査 (以下、「定期検査」という。) を受けること。
- 五 規則第5条の規定に基づき、保守点検及び清掃並びに検査の記録 を、それぞれ実 施した日から3年間保存すること。

第3章 浄化槽管理者の報告及び届出に関する事項

(使用の開始の報告、技術管理者の変更の報告、浄化槽管理者の変更の 報告)

- 第<u>5</u>条 法第 10条の2各項の規定に基づき、浄化槽管理者が30日以内に、当該浄化槽の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない報告書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式例を参考とすること。なお、浄化槽管理者は、当該各号に掲げる報告書の提出を、浄化槽保守点検業者に依頼することができる。
 - 一 浄化槽の使用を開始(公共浄化槽の場合にあっては、当該浄化槽が設置された建築物の占有者から使用の開始の届出を市町村が受理) した場合 『浄化槽使用開始報告書(様式例別紙1)』
- 二 浄化槽の技術管理者を変更した場合 『浄化槽技術管理者変更報告書(様式例別紙 2)』
- 三 浄化槽管理者に変更があった場合 『浄化槽管理者変更報告書(様式例別紙3)』

(使用の休止の届出、使用の再開の届出)

- 第<u>6</u>条 浄化槽管理者は、法第**11**条の2第**1**項の規定に基づき、当該 浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、当該 浄化槽の使用の休止について、規則第9条の3で定める様式第一号の 届出書に清掃の記録を添えて、当該浄化槽の所在地を所管する保健所 長に届け出ることができる。
- 2 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知っ

四 法第11条の規定に基づき、毎年1回、指定検査機関が行う検査「定期検査」を受けること。

五 規則第5条の規定に基づき、保守点検及び清掃並びに検査の記録 を、それぞれ実施した日から3年間保存すること。

(浄化槽管理者の報告等)

- 第4条 法第10条の2各項の規定に基づき、浄化槽管理者が30日以内に、当該浄化槽の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない報告書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式例を参考とすること。なお、浄化槽管理者は、当該各号に掲げる報告書の提出を、浄化槽保守点検業者に依頼することができる。
- 一 浄化槽の使用を開始(公共浄化槽の場合にあっては、当該浄化槽が 設置された建築物の占有者から使用の開始の届出を市町村が受理)し た場合 『浄化槽使用開始報告書(様式例別紙1)』
- 二 浄化槽の技術管理者を変更した場合 『浄化槽技術管理者変更報告書(様式例別紙 2)』
- 三 浄化槽管理者に変更があった場合 『浄化槽管理者変更報告書 (様 式例別紙3)』

(浄化槽の使用の休止の届出等)

- 第 **5** 条 浄化槽管理者は、法第 1 1 条の 2 第 **1** 項の規定に基づき、当該浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、当該浄化槽の使用の休止について、当該浄化槽の所在地を所管する保健所長に届け出ることができる。なお、届出の様式は法様式第一号の届出書に清掃の記録を添えて行うこと。
- 2 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知っ

たときは、当該浄化槽の使用を再開した日または再開されていること を知った日から30日以内に、規則第9条の4で定める様式第一号の 二の届出書により、当該浄化槽の所在地を所管する保健所長に届け出 なければならない。

(廃止の届出)

- 第7条 浄化槽管理者は、法第11条の3の規定に基づき、当該浄化槽 の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則第9条の5 で定める様式第一号の三の届出書により、当該浄化槽の所在地を所管 する保健所長に届け出なければならない。
- 第4章 浄化槽保守点検業者に関する事項

(浄化槽管理者等への啓発)

- 第8条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の適正な維持管理の推進のた め、浄化槽使用者又は浄化槽管理者に対し次の各号に掲げる事項につ いて積極的な啓発を行うこと。
- 一 浄化槽使用者に対する使用者の遵守事項

(定期検査の手続き)

第9条 定期検査に係る手続きについて、規則第9条第2項の規定に基 づき、浄化槽管理者から委託された保守点検業者は、その旨を指定検 **査機関に速やかに連絡すること。**

(浄化槽管理士の設置)

第10条 浄化槽保守点検業者は、保守点検を実施する件数に応じた適 正な人数の浄化槽管理士を置くこと。

(浄化槽保守点検業者の遵守事項)

第11条 浄化槽保守点検業者は、"第6章 浄化槽の保守点検事項"の

たときは、当該浄化槽の使用を再開した日または再開されていること を知った日から30日以内に、法様式第一号の二の届出書の様式によ り、その旨を当該浄化槽の所在地を所管する保健所長に届け出なけれ ばならない。

(廃止の届出)

- 第6条 浄化槽管理者は、法第11条の3の規定に基づき、当該浄化槽 の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、法様式第一号の 三届出書の様式により、当該浄化槽の所在地を所管する保健所長に届 け出なければならない。
- 第3章 浄化槽保守点検業者に関する事項

(浄化槽管理者等への啓発)

- 第8条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の適正な維持管理の推進のた め、浄化槽使用者又は浄化槽管理者に対し次の各号に掲げる事項につ いて積極的な啓発を行うこと。
- 一 浄化槽使用者に対する「使用者の遵守事項」
- 二 浄化槽管理者に対する「定期検査」の受検
- 三 浄化槽管理者に対する「設置後の水質検査」の受検 (定期検査の手続き)
- 第9条 「定期検査」に係る手続きについて、規則第9条第2項の規定 に基づき、浄化槽管理者から委託された保守点検業者は、その旨を指 定検査機関に速やかに連絡すること。

(浄化槽管理士の設置)

第10条 浄化槽保守点検業者は、保守点検を実施する件数に応じた適 正な人数の浄化槽管理士を置くこと。

(浄化槽保守点検業者の遵守事項)

第11条 浄化槽保守点検業者は、"第5章 浄化槽の保守点検事項"の

規定に従い、浄化槽の保守点検をすること。ただし、保守点検の実施に当たっては、条例第 14 条の規定に基づき、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自らこれを行い、若しくは実地に監督しなければならないこと。

- 2 浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかに、その浄化槽管理者に対し、その清掃を浄化槽清掃業者に行わせること、その他必要な措置を講ずべきことを連絡すること。
- 3 浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について生活環境の保 全及び公衆衛生上必要であることを認めたときは、速やかに、その浄 化槽管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを説明すること。 (帳簿の備付け)
- 第12条 規則第5条第2項並びに条例施行規則(昭和60年大阪府規則第53条)第13条の規定に基づく保守点検の記録及び営業に関する帳簿(以下、「保守点検等報告書」という。)は、次の各号に掲げるものとすること。
- 一 保守点検等報告書は、「屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)」の規定に基づく構造基準の浄化槽(以下、「構造例示型浄化槽」という。)は、例1~5を参考として作成すること。 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定に基づき国土交通大臣が認定した浄化槽(旧建設大臣が認定した浄化槽を含む。(以下、「性能評価型浄化槽」という。))は、浄化槽の型式の認定に関する省令第1条第2項第10号の規定に基づく維持管理要領書(以下、「維持管理要領書」という。)を参考として作成すること。
- 二 保守点検等報告書は、2部作成し、1部をその浄化槽管理者に対して交付し、1部をその記載の属する事業年度の終了後、5年間保存す

規定に従い、浄化槽の保守点検をすること。ただし、保守点検の実施に当たっては、条例第 14 条の規定に基づき、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自らこれを行い、若しくは実地に監督しなければならないこと。

- 2 浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかに、その浄化槽管理者に対し、その清掃を浄化槽清掃業者に行わせること、その他必要な措置を講ずべきことを連絡すること。
- 3 浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について生活環境の保 全及び公衆衛生上必要であることを認めたときは、速やかに、その浄 化槽管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを説明すること。 (帳簿の備付け)
- 第12条 規則第5条第2項並びに条例施行規則(昭和60年大阪府規則第53号)第12条の規定に基づく保守点検の記録及び営業に関する帳簿(以下、「保守点検等報告書」という。)は、次の各号に掲げるものとすること。
- 一 保守点検等報告書は、2部作成し、1部をその浄化槽管理者に対して提出し、1部をその記載の属する事業年度の終了後、5年間保存すること。

ること。なお、規則第5条第4項各号の規定に基づく電子データにより交付することも可能であること。ただし、この場合において、規則第5条第6項の規定に基づき、あらかじめ、浄化槽管理者に対して承諾を得なければならないことに留意すること。

第5章 浄化槽清掃業者に関する事項

(定期検査の手続き)

第13条 定期検査に係る手続きについて、規則第9条第2項の規定に基づき、浄化槽管理者から委託された浄化槽清掃業者は、その旨を指定検査機関に速やかに連絡すること。

(清掃の実施)

第 14 条 浄化槽清掃業者は"第 8 章 浄化槽の清掃事項"の規定に従い、浄化槽の清掃をすること。また、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室作成の「小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「高度処理型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「窒素除去型小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「魔力・大型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「中・大型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「単独処理浄化槽の維持管理ガイドライン」を参考とすること。

第6章 浄化槽の保守点検事項

(保守点検の回数)

- 第15条 <u>構造例示型</u>浄化槽の保守点検の回数は、通常の使用状態で<u>に</u> おいて、表に掲げる期間ごとに1回以上とすること。
- 2 環境大臣が定める浄化槽の保守点検の回数は、規則第6条第3項の 規定に基づき、表にかかわらず環境大臣が定める回数とすること。
- 3 <u>性能評価型浄化槽</u>については、通常の状態<u>において</u>、維持管理要領 書のとおりの保守点検回数とすること。

第4章 浄化槽清掃業者に関する事項 (定期検査の手続き)

第13条 「定期点検」に係る手続きについて、規則第9条第2項の規 定に基づき、浄化槽管理者から委託された浄化槽清掃業者は、その旨 を指定検査機関に速やかに連絡すること。

(清掃の実施)

第14条 浄化槽清掃業者は"第7章 浄化槽の清掃事項"の規定に従い、浄化槽の清掃をすること。

第5章 浄化槽の保守点検事項

(保守点検の回数)

- 第15条 浄化槽の保守点検の回数は、通常の使用状態で表1のとおりとすること。
- 2 環境大臣が定める浄化槽の保守点検の回数は、規則第6条第3項の規定に基づき、表1にかかわらず環境大臣が定める回数とすること。
- 3 建築基準法 (昭和 **25** 年法律第 **201** 号) の規定に基づき国土交通大 臣が認定した浄化槽 (旧建設大臣が認定した浄化槽を含む。) につい

- 4 第1項から第3項において、表及び環境大臣が定める回数、並びに 維持管理要領書の保守点検回数のみでは浄化槽の正常な機能を維持 することが困難な場合には、浄化槽管理者の判断により、この保守点 検回数以上実施すること。
- 5 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の確認、スクリーン付着物の除去及び消毒剤の補充については、規則第6条第5項の規定に基づき、 表にかかわらず必要に応じて行わなければならないこと。

- ては、通常の状態で、当該浄化槽の認定書に添付されている『維持管理要領書』のとおりの保守点検回数とすること。
- 4 第1項から第3項において、表1及び環境大臣が定める回数、並びに認定書に添付されている「維持管理要領書」の保守点検回数のみでは浄化槽の正常な機能を維持することが困難な場合には、浄化槽管理者の判断により、この保守点検回数以上実施すること。
- 5 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の確認、スクリーン付着物の除去及び消毒剤の補充については、規則第6条第5項の規定に基づき、表1にかかわらず必要に応じて行わなければならないこと。

(傍線の部分は改正等部分)

(1) 合併処理浄化槽

表 構造例示型浄化槽の保守点検回数

Let Will-La D	Vr. B. John — GEMES	期間		
処理方式	浄化槽の種類	要領	規則第6条第2項	
分離接触ばっ気方式	一 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	3月	4月	
嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	二 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	2 月	3 月	
活性汚泥方式		1週	1週	
	_ 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽 を有する浄化槽	1週	1週	
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	三 スクリーン及び流量測整タンクまたは流量測整槽を有する浄化槽 (一に掲げるものを除く。)	2週	2週	
	三 <u>- 及び二</u> に掲げる浄化槽以外の浄化槽	2月	3月	

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし(屎)尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JISA3302) 」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。

(2) 単独処理浄化槽

処理方式	な. // . left: の 40年8円	期間			
処理方式	浄化槽の種類	<u>要領</u>	規則第6条第2項		
	<u> 一 処理対象人員が</u> 20 人 <u>以下の浄化槽</u>	3月	3月		
全ばっ気方式	<u>二 処理対象人員が</u> 21人 <u>以上</u> 300人 <u>以下の浄化槽</u>	2月	2月		
	三 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月	1月		
	<u> 一 処理対象人員が</u> 20 人 <u>以下の浄化槽</u>	3月	4月		
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式	二 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	2月	3月		
	三 処理対象人員が 301 人以上の浄化槽	1月	2月		
	<u> 処理対象人員が</u> 20 人 <u>以下の浄化槽</u>	3月	4月		
単純ばっ気方式	二 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	2月	<u>3月</u>		
	三 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月	<u>2月</u>		
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		3月	6月		

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし(屎)尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302)」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。

1. 処理方式・人槽別の保守点検回数

(1) 合併処理浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	点検回数	【参考】施行規則
分離接触ばっ気方式	~20 人	3月に1回 (年4回)	4月に1回 (年3回)
嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	21 人~50 人	2月に1回(年6回)	3月に1回(年4回)
活性汚泥方式		毎週	毎週
回転板接触方式	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	毎週	毎週
接触ばっ気方式	②スクリーン及び流量調整タンク または流量調整槽を有する浄化 槽(①を除く。)	2週に1回	2週に1回
散水ろ床方式	③ ①または②の浄化槽以外	毎週	3月に1回 (年4回)

(2) 単独処理浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	点検回数	【参考】施行規則
全ばっ気方式	~20 人	3月に1回 (年4回)	3月に1回(年4回)
	21 人~300 人	2月に1回(年6回)	2月に1回(年6回)
	301 人~	毎月	毎月
分離接触ばっ気方式	~20 人	3月に1回(年4回)	4月に1回(年3回)
分離ばっ気方式	21 人~300 人	2月に1回(年6回)	2月に1回(年6回)
	301 人~	毎月	2月に1回(年6回)
単純ばっ気方式	~20 人	3月に1回 (年4回)	4月に1回 (年3回)
	21 人~300 人	3月に1回(年4回)	
	301 人~	2月に1回(年6回)	
散水ろ床方式			
平面酸化床方式		3月に1回 (年4回)	6月に1回 (年2回)
地下砂ろ過方式			

※要領第15条第2項から第5項に該当する場合は、上記によらず、各項の規定に従うこと。

(保守点検事項及び内容)

第 16 条 浄化槽の保守点検は、規則第 2 条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項及び内容に従い実施するとともに、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室作成の「小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「高度処理型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「窒素除去型小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「膜分離型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「順分離型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン」、「単独処理浄化槽の維持管理ガイドライン」を参考とすること。なお、性能評価型浄化槽については、維持管理要領書に準じて、実施すること。

(保守点検事項及び内容)

第16条 浄化槽の保守点検は、規則第2条の規定に基づき、次の各号 に掲げる事項及び内容に従い実施すること。

(傍線の部分は改正等部分)

一 共通事項

点検箇所	点 検 内 容
騒音	・浄化槽周辺に悪臭はないか
振動	・異常な騒音や振動はないか
悪臭等	・蚊、はえ等の異常な発生はないか
	・流入管きょ及び放流管きょと槽の接続は適正か
	・流入管きょにおけるし尿、雑排水等の流れは良好か
	・流入管きょ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び
	放流管きょに異物等が付着していないか
配管設備	・地下水や雨水の流入はないか
及び	・マンホールの蓋に破損はないか
施設全体	・マンホールの密閉、ロックの状況は良好か
	・槽は水平に保持されているか
	・槽の破損、変形等はないか
	・単位装置及び附属機器類の設置の位置は適正か
	・単位装置及び附属機器類の機能に異常はないか
	・常時又は一定の時間ごとに適正に作動しているか
	・モーター等に過熱が生じていないか
	・エアーフィルターの目づまりはないか
駆動部分	・ブロワベルトにゆるみ等はないか
ブロワ	・ダイヤフラムにき裂、ゆるみ等はないか
モーター等	・ベアリングの破損、シャフトの摩耗はないか
2 / 1	・ボルト等固定にゆるみ、腐食等はないか
	・オイル補給の必要はないか
	・電気絶縁状態に異常はないか
	・オーバーホール実施の必要はないか
	・ポンプの故障はないか
	・ポンプ及び配管に閉塞や漏れを生じていないか
	・カッター付きポンプではカッター部が摩耗していないか
	・レベルスイッチにケーブルの絡みつきや異物等の付着はないか
	・レベルスイッチの位置及び間隔は適正か
ポンプ設備	・逆流防止弁の作動に異常はないか
	・槽底部の汚泥堆積、スカムは異常な量となっていないか
	・異常な水位の上昇の痕跡はないか
	・夾雑物によるストレーナーの閉塞、インペラーへの絡みつきは
	ないか
	・かくはん装置の作動不良はないか

一 共通事項

点検箇所	点 検 内 容
騒音・振動	・浄化槽周辺に悪臭はないか
悪臭等	・異常な騒音や振動はないか
	・蚊、はえ等の異常な発生はないか
配管設備及び	・流入管きょ及び放流管きょと槽の接続は適正か
施設全体	・流入管きょにおけるし尿、雑排水等の流れは良好か
	・流入管きょ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び
	放流管きょに異物等が付着していないか
	・地下水や雨水の流入はないか
	・マンホールの蓋に破損はないか
	・マンホールの密閉、ロックの状況は良好か
	・槽は水平に保持されているか
	・槽の破損、変形等はないか
	・単位装置及び附属機器類の設置の位置は適正か
	・単位装置及び附属機器類の機能に異常はないか
駆動部分	・常時又は一定の時間ごとに適正に作動しているか
(ブロワ・モー	・モーター等に過熱が生じていないか
ター等)	・エアーフィルターの目づまりはないか
	・ブロワベルトにゆるみ等はないか
	・ダイヤフラムにき裂、ゆるみ等はないか
	・ベアリングの破損、シャフトの摩耗はないか
	・ボルト等固定にゆるみ、腐食等はないか
	・オイル補給の必要はないか
	・電気絶縁状態に異常はないか
	・オーバーホール実施の必要はないか
ポンプ設備	・ポンプの故障はないか
	・ポンプ及び配管に閉塞や漏れを生じていないか
	・カッター付きポンプではカッター部が摩耗していないか
	・レベルスイッチにケーブルの絡みつきや異物等の付着はないか
	・レベルスイッチの位置及び間隔は適正か
	・逆流防止弁の作動に異常はないか
	・槽底部の汚泥堆積、スカムは異常な量となっていないか
	・異常な水位の上昇の痕跡はないか
	・夾雑物によるストレーナーの閉塞、インペラーへの絡みつきはない。
	・かくはん装置の作動不良はないか
	・かくはん条件の調整は適正か

	点検箇所	点 検 内 容
		・異常な臭気はないか
		・脱離液に多量の SS が混入していないか
		(汚泥濃縮貯留槽)
		・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量は適正か
		・汚泥搬出の必要はないか
		(汚泥濃縮設備)
		汚泥濃縮槽
	汚泥処理設備	・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量は適正か
		汚泥濃縮機
		・機械は正常に作動しているか
		・機械の運転時間及び汚泥濃縮機への汚泥供給量は適正か
		(汚泥貯留槽)
		・汚泥搬出の必要はないか
		・清掃時にばっ気又はかくはんの必要はないか
		・放流水は環境衛生上の支障が生じないように消毒されているか
	消毒設備	・薬剤等の補給状況及び処理水との接触、混和状況は良好か
	117-712-114	・スカムや汚泥の堆積はないか
-	その他	・浄化槽が適正に使用されているか
_	その他	
		【検査項目】
		(平常時検査項目)
		· 外観
		・臭気
		・透視度
		・残留塩素濃度
		・DO <u>(溶存酸素量)</u>
		・pH_(水素イオン濃度)_
		· SV ₃₀ (活性汚泥沈殿率)
		(必要に応じて行う検査項目)
	水質検査	 CI⁻ (塩素イオン濃度) BOD (生物化学的酸素要求量)
		· COD (化学的酸素要求量)
		・SS(浮遊物質量) ・MLSS(ばっ気槽混合液浮遊物質量)
		· 生物相
		· T-P (全リン)
		 T-N (全窒素) NO₂ニ-N (亜硝酸性窒素)
		· NO₃二-N (硝酸性窒素)
		・NH ₊ +-N <u>(アンモニア性窒素)</u> - + 明古 **********************************
		・大腸菌群数 ・ n - ヘキサン抽出物(油分)
		【望ましい範囲】
		・第7章 浄化槽の放流水の水質に規定するものの他、後述する資料
		『水質検査項目の測定意義と望ましい範囲』中の望ましい範囲に準ずる

汚泥処理設備	・異常な臭気はないか
	・脱離液に多量の SS が混入していないか
	(汚泥濃縮貯留槽)
	・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量は適正か
	・汚泥搬出の必要はないか
	(汚泥濃縮設備)
	汚泥濃縮槽
	・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量は適正か
	汚泥濃縮機
	・機械は正常に作動しているか
	・機械の運転時間及び汚泥濃縮機への汚泥供給量は適正か
	(汚泥貯留槽)
	・汚泥搬出の必要はないか
	・清掃時にばっ気又はかくはんの必要はないか
消毒設備	・放流水は環境衛生上の支障が生じないように消毒されているか
	・薬剤等の補給状況及び処理水との接触、混和状況は良好か
	・スカムや汚泥の堆積はないか
その他	・浄化槽が適正に使用されているか
水質検査	【検査項目】
	平常時検査項目
	外観、臭気、透視度、残留塩素、DO、pH、SV∞
	・必要に応じて行う検査項目
	塩素イオン、BOD、COD、SS、MLSS、生物相、T-P、T-N、
	大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物(油分)、NO2-N、NO3-N、
	NH ₄ -N
	【望ましい範囲】
	・第6章 放流水の水質基準に規定するものの他、後述する資料『水
	質検査項目の測定意義と望ましい範囲』中の望ましい範囲に準ずる

二 合併処理浄化槽

点検箇所		点 検 内 容
	流入部	・水路に汚泥、異物、砂等の堆積はないか ・水路に多量の油脂類が付着していないか
	嫌気ろ床槽 脱窒ろ床槽	・多量の油脂類が混入していないか ・死水域が生じていないか ・異常な水位の上昇が生じていないか ・スカム、汚泥の堆積状況及びこれらの流出はないか ・返送水量又は循環水量は適正か
	二階タンク 沈殿分離槽	・スカム、堆積汚泥の状況及びこれらの流出はないか ・多量の油脂類が混入していないか
一次処理	スクリーン設備	・スクリーンが閉塞していないか(全面及び裏面) ・スクリーンかす除去装置に異常はないか ・かくはん装置に異物等は付着していないか ・電流値等は適正か ・ばっ気型スクリーンではばっ気量は適正か ・自動掻き上げ式スクリーンでは、スクリーン部に異常はないか、また掻き上げた「し渣」の除去は適正か (破砕装置) ・金属類等異物はつまっていないか ・通水中の夾雑物の破砕状況は良好か (沈砂槽) ・排砂ボンブに異常はないか ・砂の異常な蓄積はないか ・びっ気沈砂槽の場合、ばっ気量は適正か (排砂槽) ・砂の異常な蓄積はないか ・砂の異常な蓄積はないか ・砂の異常な蓄積はないか ・砂の異常な蓄積はないか
	流量調整槽	「一 共通事項」ポンプ設備に準ずる ・移送水量は適正か ・計量装置の仕切板、せき等は清掃されているか ・計量装置が容易に調整できるか

二 合併処理浄化槽

	点検箇所	点 検 内 容
Ţ	流入部	・水路に汚泥、異物、砂等の堆積はないか
一次処理		・水路に多量の油脂類が付着していないか
朣	嫌気ろ床槽	・多量の油脂類が混入していないか
	脱窒ろ床槽	・死水域が生じていないか
		・異常な水位の上昇が生じていないか
		・スカム、汚泥の堆積状況及びこれらの流出はないか
		・返送水量又は循環水量は適正か
	二階タンク	・スカム、堆積汚泥の状況及びこれらの流出はないか
	沈殿分離槽	・多量の油脂類が混入していないか
	スクリーン設	・スクリーンが閉塞していないか (全面及び裏面)
	備	・スクリーンかす除去装置に異常はないか
		・かくはん装置に異物等は付着していないか
		・電流値等は適正か
		・ばっ気型スクリーンではばっ気量は適正か
		・自動掻き上げ式スクリーンでは、スクリーン部に異常はない
		か、また掻き上げた「し渣」の除去は適正か
		(破砕装置)
		・金属類等異物はつまっていないか
		・通水中の夾雑物の破砕状況は良好か
	スクリーン設	(沈砂槽)
	備	・排砂ポンプに異常はないか
		・砂の排除ができているか
		・砂の異常な蓄積はないか
_		・ばっ気沈砂槽の場合、ばっ気量は適正か
次		(排砂槽)
次処理		・砂の異常な蓄積はないか
		・砂の排除ができているか
	流量調整槽	「一 共通事項」ポンプ設備に準ずる
		・移送水量は適正か
		・計量装置の仕切板、せき等は清掃されているか
		・計量装置が容易に調整できるか

	点検箇所	点 検 内 容]			
	(A)	 DO (溶存酸素量) はおおむね 1.0mg/L 以上に保持されているか。 			接触ばっ気槽	・DO はおおむね 1.0mg/L 以上に保持されているか。
	接触ばっ気槽	ばっ気にかたよりはないか			IX/MIX > XVIII	・ばっ気にかたよりはないか
		・死水域が生じていないか				・死水域が生じていないか
		・接触材が閉塞していないか				・接触材が閉塞していないか
		・脱窒ろ床接触ばっ気方式では循環水量は適正か				・脱窒ろ床接触ばっ気方式では循環水量は適正か
		・逆洗装置及び汚泥返送装置に異常はないか				・逆洗装置及び汚泥返送装置に異常はないか
		・手動で逆洗する必要はないか				・手動で逆洗する必要はないか
		・自動逆洗の間隔及び時間は適正か				・自動逆洗の間隔及び時間は適正か
		(長時間ばっ気方式)			活性汚泥槽	(長時間ばっ気方式)
		・ばっ気にかたよりはないか				・ばっ気にかたよりはないか
		・異常な泡立ちや臭気はないか		_		・異常な泡立ちや臭気はないか
		・散気管に異物の付着はないか		二次装置		・散気管に異物の付着はないか
				装置		・SV20の状況及び汚泥の色相に異常はないか
		・SV ₃₀ (活性汚泥沈殿率) の状況及び汚泥の色相に異常はないか		100		・DO はおおむね 1.0mg/L 以上に保持されているか
		・DO (溶存酸素量) はおおむね 1.0mg/L 以上に保持されているか				・MLSS はおおむね 3,000~6,000mg/L に保持されているか
		・MLSS (ぼっ気槽混合液浮差物質量) はおおむね 3,000-6,000mg/L に保持されているか				(循環水路ばっ気方式)
	活性汚泥槽	(循環水路ばっ気方式)				・上記長時間ばっ気方式に準ずる
		・上記長時間ばっ気方式に準ずる				・水路内に汚泥が堆積していないか
		・水路内に汚泥が堆積していないか				・水流の速さは適正か
		・水流の速さは適正か				・DO はおおむね 1.0 mg/L 以上に保持されているか
=		・DO <u>(溶存酸素量)</u> はおおむね 1.0 mg/L 以上に保持されているか				・MLSS はおおむね 3,000~6,000mg/L に保持されているか
二次装置		 MLSS (ばっ気槽混合液浮差物質量) はおおむね 3,000~6,000mg/L に保持されているか 				(標準活性汚泥方式)
置		(標準活性汚泥方式)				 ・上記長時間ばっ気方式に準ずる ・MLSS はおおむね 1,000~3,000mg/L に保持されているか
		・上記長時間ばっ気方式に準ずる			生物反応槽	・MESS はおおむね 1,000~3,000mg/L に保持されているが (脱窒槽)
		 MLSS (ばっ気情混合波浮遊物質量) はおおむね 1,000~3,000mg/L に保持されているか 			土物及心情	・かくはん状況に異常はないか
		(脱窒槽)				・かくはん条件の調整は適正か
		・かくはん状況に異常はないか				・メタノールの注入の必要はないか
		・かくはん条件の調整は適正か				・メタノール等の注入装置がある場合、注入量は適正か
		・メタノールの注入の必要はないか				・メタノール注入装置がある場合、注入装置に異常はないか、また
		・メタノール等の注入装置がある場合、注入量は適正か				配管等につまりや破損はないか
		・メタノール注入装置がある場合、注入装置に異常はないか、				・DO はおおむね 0mg/L に保持されているか
		また配管等につまりや破損はないか				・MLSS はおおむね 3,000~6,000mg/L に保持されているか
		・DO (<mark>溶存酸素量</mark>) はおおむね 0mg/L に保持されているか				(硝化槽) ・ばっ気量は適正か
	生物反応槽	 MLSS(ばっ気槽混合液浮差物質量) はおおむね3,000~6,000mg/L に保持されているか 				・ばっ気にかたよりはないか
		(硝化槽)				・アルカリの注入の必要はないか
		・ばっ気量は適正か				・アルカリの注入装置がある場合、注入装置に異常はないか、また
		・ばっ気にかたよりはないか				配管等につまりや破損はないか
		・アルカリの注入の必要はないか・アルカリの注入装置がある場合、注入装置に異常はないか、				・DO はおおむね 1.0mg/L 以上に保持されているか
		また配管等につまりや破損はないか				・MLSS はおおむね 3,000~6,000mg/L に保持されているか
		 DO (溶存酸素量) はおおむね 1.0mg/L 以上に保持されているか・MLSS (ばっ気槽混合液浮差物質量) はおおむね 3,000~6,000mg/L に保持されているか 				pHはおおむね7に保持されているか
		・ p H はおおむね7に保持されているか				・SV®の状況及び汚泥の色相に異常はないか
		・SV ₃₀ (活性汚泥沈殿率) の状況及び汚泥の色相に異常はないか		Į		・循環水量は適正か
		・循環水量は適正か				

	点検箇所	点 検 内 容
	回転板接触槽	・槽底部に汚泥が異常に堆積していないか ・通気状況は良好か ・回転板が閉塞していないか、また異物の付着はないか ・回転板に変形や破損はないか ・回転板の円周速度は適正か ・DO(溶存酸素量)はおおむね 1.0 mg/L 以上に保持されているか
二次装置	散水ろ床槽	・ ろ床に均等に散水しているか ・ ろ床に嫌気性変化はないか ・ といの破損やといに汚泥等の堆積はないか ・ 防虫網に破れはないか ・ 通気口の清掃は適正にされているか ・ はえ等が発生していないか ・ 返送水量は適正か ・ 散水機が目詰まりしていないか
	沈殿槽	・スカム、汚泥等の流出はないか ・越流ぜきから均等に越流しているか。また、異物の付着はないか ・水面から汚泥界面までの距離は適正か ・余剰汚泥の引き抜き量は適正か ・汚泥を返送する場合、汚泥返送量は適正か ・汚泥を返送する場合、汚泥返送量は適正か ・汚泥を返送する場合、汚泥返送量は適正か

回転板接触槽	・槽底部に汚泥が異常に堆積していないか
	・通気状況は良好か
	・回転板が閉塞していないか、また異物の付着はないか
	・回転板に変形や破損はないか
	・回転板の円周速度は適正か
	・DO はおおむね 1.0 mg/L 以上に保持されているか
散水ろ床槽	・ろ床に均等に散水しているか
	・ろ床に嫌気性変化はないか
	・といの破損やといに汚泥等の堆積はないか
	・防虫網に破れはないか
	・通気口の清掃は適正にされているか
	・はえ等が発生していないか
	・返送水量は適正か
	・散水機が目詰まりしていないか
沈殿槽	・スカム、汚泥等の流出はないか
	・越流ぜきから均等に越流しているか。また、異物の付着はないか
	・水面から汚泥界面までの距離は適正か
	・余剰汚泥の引き抜き量は適正か
	・汚泥を返送する場合、汚泥返送量は適正か
	・汚泥を返送する場合、汚泥返送量は適正か
	・スカム除去装置及び汚泥かきよせ機の作動に異常はないか

点検箇所	点 検 内 容]		中間流量調整	・一次処理の流量調整装置に準じる
				装置	
中間流量調整装置	・一次処理の流量調整装置に準じる			硝化用接触槽	・死水域が生じていないか
	・死水域が生じていないか			脱窒用接触槽	・ろ材が閉塞していないか
	・ろ材が閉塞していないか				・逆洗装置に異常はないか
	・逆洗装置に異常はないか				・手動で逆洗する必要はないか
	・手動で逆洗する必要はないか				・自動逆洗の場合、間隔及び時間は適正か
	・自動逆洗の場合、間隔及び時間は適正か				(硝化用接触槽)
	(硝化用接触槽)				・ばっ気量は適正か
	・ばっ気量は適正か				・ばっ気のかたよりはないか
	・ばっ気のかたよりはないか				pHはおおむね7に保持されているか
硝化用接触槽	 pH(水素イオン濃度)はおおむね7に保持されているか 		三次処理		・アルカリの注入装置に異常はないか、また配管等につまりや
脱窒用接触槽	・アルカリの注入装置に異常はないか、また配管等につまりや破損はないか		処理		破損はないか
	・DO (溶存酸素量) はおおむね 1.0mg/L 以上に保持されているか		4		・DO はおおむね 1.0mg/L 以上に保持されているか
	(脱窒用接触槽)				(脱窒用接触槽)
	・異常な汚泥の堆積はないか				・異常な汚泥の堆積はないか
	・かくはん状況に異常はないか				・かくはん状況に異常はないか
	・かくはん条件の調整は適正か				・かくはん条件の調整は適正か
	・メタノール注入装置に異常はないか、また配管等につまりや破損はないか				・メタノール注入装置に異常はないか、また配管等につまりや
	・メタノール等の注入量は適正か				破損はないか
	・DO(溶存酸素量)はおおむね 0mg/L に保持されているか				・メタノール等の注入量は適正か
次		-		and the late	・DO はおおむね 0mg/L に保持されているか
三 次 処 再ばっ気槽 理	・二次処理の接触ばっ気槽に準ずる			再ばっ気槽	・二次処理の接触ばっ気槽に準ずる
	(凝集槽)				(1.46.18)
	・槽底部に異常な凝集汚泥の堆積はないか			凝集設備	(凝集槽) 横原型に用機を整備等温の推動はあいる
	・フロックの生成状況は適正か				・ 槽底部に異常な凝集汚泥の堆積はないか ・フロックの生成状況は適正か
凝集設備	• 凝集剤・凝集助剤・pH調整剤等の注入装置に異常はないか、また配管等につまりや破損はないか				・凝集剤・凝集助剤・pH調整剤等の注入装置に異常はないか、ま
	・薬品タンクの役材料は十分か				た配管等につまりや破損はないか
	(凝集沈殿槽)				・薬品タンクの役材料は十分か
	・二次処理の沈殿槽に準ずる				(凝集沈殿槽)
	・凝集汚泥の引き抜き量は適正か				・二次処理の沈殿槽に準ずる
	(ろ過原水槽)]		・凝集汚泥の引き抜き量は適正か
	・一次処理の流量調整槽に準ずる			ろ過設備	(ろ過原水槽)
	(ろ過装置)				・一次処理の流量調整槽に準ずる
	・通水量が適正に保持されているか				(ろ過装置) ・通水量が適正に保持されているか
	・圧力(ろ過抵抗)が上がりすぎていないか				・
ろ過設備	・ろ層が閉塞していないか				・ろ層が閉塞していないか
2.5544	・ろ材の流出はないか				・ろ材の流出はないか
	・ろ材を手動で逆洗する必要はないか				・ろ材を手動で逆洗する必要はないか
	・ろ材の逆洗が適正な頻度で行われているか				・ろ材の逆洗が適正な頻度で行われているか
	・ろ材の逆洗水量は適正か				・ろ材の逆洗水量は適正か
	(ろ過処理水槽)				(ろ過処理水槽)
	・一次処理の流量調整槽に準ずる				・一次処理の流量調整槽に準ずる

点検箇所		点 検 内 容	
		(活性炭吸着原水槽)	
		・一次処理の流量調整槽に準ずる	
		(活性炭吸着装置)	
		・活性炭層が目詰まりを起こしていないか	
		・活性炭の流出はないか	
		・圧力(抵抗)が上がりすぎていないか	
三次		・通水量は適正に保持されているか	
処理		・処理水の COD <u>(化学的酸素要求量)</u> 値は適正か	
,		・活性炭の交換間隔は適正か	
		・活性炭の逆洗の頻度は適正か	
		・活性炭の逆洗水量は適正か	
		(活性炭吸着処理水槽)	
		・一次処理の流量調整槽に準ずる	
		・槽底部に異常な活性炭の堆積はないか	

活性炭吸着設備	(活性炭吸着原水槽)
	・一次処理の流量調整槽に準ずる
	(活性炭吸着装置)
	・活性炭層が目詰まりを起こしていないか
	・活性炭の流出はないか
	・圧力(抵抗)が上がりすぎていないか
	・通水量は適正に保持されているか
	・処理水の COD 値は適正か
	・活性炭の交換間隔は適正か
	・活性炭の逆洗の頻度は適正か
	・活性炭の逆洗水量は適正か
	(活性炭吸着処理水槽)
	・一次処理の流量調整槽に進ずる
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	・ 恒 医印に共中な位は次の。性質はないが

三 単独処理浄化槽

	点検箇所	点 検 内 容
腐敗槽 (タンク) 冷に 油 沈殿分離室		・スカムや汚泥の異常な堆積はないか ・二次処理装置への汚泥の移行はないか ・下着類や多量の衛生紙綿等大型夾雑物の混合はないか
理	沈殿分離室 (タンク)	・「二 合併処理浄化槽」一次処理の沈殿分離槽に準ずる
	ばっ気室 (全ばっ気) (分離ばっ気)	 ・異常な泡立ちや臭気はないか ・SV₃₀ (活性汚泥沈殿率) の状況及び汚泥の色相に異常はないか ・ばっ気にかたよりはないか ・かくはん装置に異物の付着はないか ・DO (溶存酸素量) はおおむね 0.3 mg/L 以上に保持されているか
	接触ばっ気室	・「二 合併処理浄化槽」二次処理の接触ばっ気槽に準ずる ・DO (溶存酸素量) はおおむね 0.3 mg/L 以上に保持されているか
二次処理	散水ろ床	・「二 合併処理浄化槽」二次処理の散水ろ床槽に準ずる
理	平面酸化床	・流水部に均等に流水しているか ・流水部に異物等の付着はないか ・空気の流通、酸化床の好気性保持は良好か
	単純ばっ気室	・ばっ気かくはんの状況は良好か・室内液の混濁に異常はないか
	沈殿室	・スカム、汚泥等の流出はないか・越流ぜきへの異物の付着はないか・越流ぜきから均等に越流しているか

三 単独処理浄化槽

	上松符式	上 怜 巾 宓
	点検箇所	点検内容
	腐敗槽	・スカムや汚泥の異常な堆積はないか
_	(タンク)	・二次処理装置への汚泥の移行はないか
次処理		・下着類や多量の衛生紙綿等大型夾雑物の混合はないか
理	沈殿分離室	・「二 合併処理浄化槽」一次処理の沈殿分離槽に準ずる
	(タンク)	
	ばっ気室	・異常な泡立ちや臭気はないか
	(全ばっ気)	・SV∞の状況及び汚泥の色相に異常はないか
	(分離ばっ	・ばっ気にかたよりはないか
	気)	・かくはん装置に異物の付着はないか
		・DO はおおむね 0.3 mg/L 以上に保持されているか
	接触ばっ気室	・「二 合併処理浄化槽」二次処理の接触ばっ気槽に準ずる
		・DO はおおむね 0.3 mg/L 以上に保持されているか
=	散水ろ床	・「二 合併処理浄化槽」二次処理の散水ろ床槽に準ずる
二次処理		
理	平面酸化床	・流水部に均等に流水しているか
		・流水部に異物等の付着はないか
		・空気の流通、酸化床の好気性保持は良好か
	単純ばっ気室	・ばっ気かくはんの状況は良好か
		・室内液の混濁に異常はないか
	沈殿室	・スカム、汚泥等の流出はないか
	(儿)(X) 王	
		・越流ぜきへの異物の付着はないか
		・越流ぜきから均等に越流しているか

(保守点検の留意事項)

- 第17条 次の各号に掲げる行為は、保守点検の事項として取扱うこととする。
 - 一 汚泥返送装置の操作によって汚泥を移送する行為
 - 二 逆洗によって肥厚した生物膜を接触材からはく離する行為
 - 三 スクリーンかす除去装置の操作によって付着物を除去する行為
 - 四 散気装置その他各部位の付着物の除去をする行為
 - 2 保守点検時には酸欠事故のないよう注意すること。

第7章 浄化槽の放流水の水質

(技術上の基準等)

第 18 条 浄化槽の放流水の水質の技術上の基準は、規則第 1 条の 2 に基づくものとする。なお、単独処理浄化槽については、BOD 除去率65%以上、放流水 BOD90mg/L 以下とする。ただし、平成 18 年 1 月 31 日以前に設置された構造例示型浄化槽は、昭和 55 年建設省告示第1292 号に定める浄化槽の性能を放流水質等とする。

第8章 浄化槽の清掃事項

(清掃の回数)

第19条 <u>構造例示型</u>浄化槽の清掃回数は、<u>法第10条第1項</u>の規定に基づき、通常の使用状態で年1回とすること。ただし、全ばっ気方式の 浄化槽にあっては、<u>規則第7条に基づき、</u>おおむね6か月ごとに1回 以上実施すること。

(保守点検の留意事項)

- 第17条 次の各号に掲げる行為は、保守点検の事項として取扱うこととする。
 - 一 汚泥返送装置の操作によって汚泥を移送する行為
 - 二 逆洗によって肥厚した生物膜を接触材からはく離する行為
 - 三 スクリーンかす除去装置の操作によって付着物を除去する行為
 - 四 散気装置その他各部位の付着物の除去をする行為
 - 2 保守点検時には酸欠事故のないよう注意すること。

第6章 放流水の水質基準

(放流水の水質の技術上の基準及び目標水質)

- 第18条 平成18年2月1日以後に設置された浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質は、生物学的酸素要求量(BOD)が20 mg/L以下であること及びBOD除去率が90%以上であること。また、目標水質として、大腸菌群数を3000個/cm³とすること。
- 2 平成18年1月31日以前に設置された浄化槽については、前項に 規定する水質とするよう努めること。

7章 浄化槽の清掃事項

(清掃の回数)

- 第19条 浄化槽の清掃回数は、規則第7条の規定に基づき、通常の使用状態で年1回とすること。ただし、全ばっ気方式の浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上実施すること。
- 2 清掃の実施にあたっては、法、規則及びこの要領によるほか各市町

- 2 清掃の実施にあたっては、法、規則及びこの要領によるほか各市町 村が定める規定を遵守すること。
- 3 性能評価型浄化槽については、通常の状態で、維持管理要領書のと おりの清掃回数とすること。

(清掃事項及び内容)

- 第20条 浄化槽の清掃は、規則第3条の規定に基づき、次の各号に掲 げる事項及び内容に従い、実施すること。<u>なお、性能評価型浄化槽に</u> ついては、維持管理要領書に準じて、実施すること。
 - 一 共通事項
 - ① 汚泥等の引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、清掃等を行うこと。
 - ② 流入管きょ、インバート升、スクリーン、移流管、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流入口及び流入管きょにあっては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、清掃等を行うこと。
 - ③ 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講ずること。
 - ④ その他、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講ずること。

村が定める規定を遵守すること。

(清掃事項及び内容)

第20条 浄化槽の清掃は、規則第3条の規定に基づき、次の各号に掲 げる事項及び内容に従い、実施すること。

一 共涌事項

- ① 汚泥等の引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、清掃等を行うこと。
- ② 流入管きょ、インバート升、スクリーン、移流管、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流入口及び流入管きょにあっては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、清掃等を行うこと。
- ③ 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講ずること。
- ④ その他、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講ずること。
- ⑤ 法11条の2の規定による使用の休止に当たって清掃する場合には、次の各号の規定にかかわらず、汚泥、スカム、中間水の引き出しは全量とすること。
- ⑥ 使用の休止に当たって清掃をする場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。

二 合併処理浄化槽



二 合併処理浄化槽

	単位装置名	清掃内容
一次処理	二階タンク	・汚泥、スカム等の引き出しは有効消化槽容量のお
		おむね 20%を残して引き出すこと
		・嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒槽(室・タンク)
		以外の部分の洗浄に使用した水を張り水として使
		用することができる。
	沈殿分離槽(タンク)	・スカムについては全量、堆積汚泥は可能な限 り
	流量調整槽 (タンク)	の量を引き出すこと
		・嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒槽(室・タンク)
		以外の部分の洗浄に使用した水を張り水として何
		用することができる。
	嫌気ろ床槽	第1室の槽内液は全量、第2室以降のスカムに
	MEN SPITIII	ついては全量、洗浄後の沈降汚泥は可能な限りの
		量を引き出すこと。
		・張り水は、水道水を用いること。
	脱窒ろ床槽	・第1室の槽内液は全量、第2室以降のスカムに
	加至の外間	ついては全量、洗浄後の沈降汚泥は可能な限りの
		量を引き出すこと。
		・張り水は、水道水を用いること。
二次処理	回転板接触槽	・スカムについては全量、堆積汚泥は可能な限りの
一人戏班	凹取似按照僧	
		量を引き出すこと。
	ANALLY STATE (NUMBER)	・張り水は、水道水を用いること。
	接触ばっ気槽(汚泥移送	・スカムについては全量、洗浄後の沈降汚泥は可能
	装置のない施設)	な限りの量を引き出すこと。
	流路	・設計仕様で定められている範囲を維持するように
		汚泥調整を行うこと。
		・張り水は、水道水を用いること。
	ばっ気タンク	・スカムについては全量、堆積汚泥は可能な限りの
	(汚泥貯留タンクのない	量を引き出すこと。
	施設)	・張り水は、水道水を用いること。
	散水ろ床	・ろ床の生物膜の機能を阻害しないように付着物を
		引き出し、洗浄すること
沈殿槽	沈殿槽 (池)	(汚泥貯留槽のない浄化槽)
		・汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量と
		すること。
		・張り水は、水道水を用いること。
		(汚泥貯留槽を有する浄化槽)
		・スカム及び壁面の付着汚泥は全量引き出すこ
		٤.
消毒	消毒槽(タンク)	・スカムについては全量、堆積汚泥は可能な限りの
		量を引き出すこと
汚泥	汚泥貯留槽(タンク)	・汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とする
		こと。
	汚泥濃縮貯留槽(タン	・脱離液を流量調整槽又はばっ気タンク(槽)への
	2)	移送した後の全量とすること
三次処理	中間流量調整槽	・スカムについては全量、堆積汚泥は可能な限りの
		量を引き出すこと
	凝集槽	・スカム及び壁面の付着汚泥は全量引き出すこ
		と。
	1	

(傍線の部分は改正等部分)

三 単独処理浄化槽

	箇月		内容
		<u> </u>	・汚泥、スカム、中間水等の引き出しは
	●多室型		全量とすること
	■二階タンク	一次処理装置	・嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒槽
	●変型二階タンク		(室・タンク) 以外の部分の洗浄に使
			用した水を張り水として使用できる
			・汚泥、スカム、中間水等の引き出しは
l ı			全量とすること
·次処理	○●沈殿分離タンク	_	・嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒槽
腫	○沈殿分離室		(室・タンク) 以外の部分の洗浄に使
			用した水を張り水として使用できる
			・汚泥、スカム、中間水等の引き出しは
	0.5.00	İ	全量とすること
	○多室型	腐敗室	・嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒槽
	○変型多室型	<u> </u>	(室・タンク) 以外の部分の洗浄に使
		•	用した水を張り水として使用できる
	·		・汚泥、スカム、中間水等の引き出しは
	●単純ばっ気型二次処	D.理装置	全量とすること
			・張り水には水道水 <mark>等</mark> を利用すること
	○接触ばっ気室		・スカムについては全量、洗浄後の沈降
	○按照はつ気室 (汚泥移送装置を有し	たい海ル捕り	汚泥は可能な限りの量を引き出すこと
二次	(行化物込表直を有し	ンない(存化値)	・張り水には水道水 <mark>等</mark> を利用すること
次処理	○●ばっ気室(全ばっ	- 与士子会 かい	・張り水後、種汚泥は適量であること
,,	○ はり刈主 (主は・) X(/) X(3 V)	・張り水には水道水 <mark>等</mark> を利用すること
	●散水ろ床型二次処理	里装置	
	○散水ろ床		付着物を引き出し、洗浄すること
	●平面酸化型二次処理装置		内有物を引き出し、沈得すること
	●地下砂ろ過型二次処理装置		ろ層を洗浄すること
			・汚泥、スカム、中間水等の引き出しは
	別置型沈殿室		全量とすること
沈殿			・張り水には水道水 <mark>等</mark> を利用すること
	○●重力返送式沈殿室		スカム及び壁面の付着汚泥は全量引き出
		La	すこと
謹	○●消毒室		スカムについては全量、堆積汚泥は可能
栅	₩ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		な限りの量を引き出すこと

 $\underline{\times}$ 1:**S44** 構造基準 $\underline{\times}$ 2:**S55** 構造基準 $\underline{\times}$ 3:水道水又は同等の性

状を有するもの

三 单独処理浄化槽

	清掃箇所	清掃内容
一次処理	多室型一次処理装置	・汚泥、スカム、中間水等の引き出し
	(二階タンク型、変形)	は全量とすること。
		・嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒槽
		(室・タンク) 以外の部分の洗浄に
		使用した水を張り水として使用する
		ことができる。
	沈殿分離タンク(室)	・汚泥、スカム、中間水等の引き出し
	(多室型腐敗室、変形)	は全量とすること。
		・嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒槽
		(室・タンク) 以外の部分の洗浄に
		使用した水を張り水として使用する
		ことができる。
二次処理	単純ばっ気型二次処理装置	・汚泥、スカム、中間水等の引き出し
		は全量とすること。
		・張り水には水道水等を用いること。
	汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触	・スカムについては全量、洗浄後の沈
	ばっ気室	降汚泥は可能な限りの量を引き出す
		こと。
		・張り水は、水道水を用いること。
	ばっ気室(全ばっ気方式を含む)	・張り水後、種汚泥量は適量であるこ
		と。
		・張り水は、水道水を用いること。
	散水ろ床二次処理装置	・ろ床の生物膜の機能を阻害しないよ
	散水ろ床	うに付着物を引き出し、洗浄するこ
	平面酸化型二次処理装置	と
	地下砂ろ過型二次処理装置	・ろ過槽を洗浄すること。
沈殿室	別置型沈殿室	・汚泥、スカム、中間水等の引き出し
		は全量とすること。
		・張り水は、水道水を用いること。
	重力返送式沈殿室	・スカム及び壁面の付着汚泥は全量引
	重力移送式沈殿室(槽)	き出すこと。
消毒室	消毒室	・スカムについては全量、堆積汚泥は

四 使用の休止に当たっての清掃

規則第3条第6号から第15号に基づき、措置を講ずること。

(清掃の留意事項)

- 第21条 清掃時又は清掃後においては、次の各号の事項に留意すること。
 - 一 清掃時には、酸欠事故のないよう注意すること。
 - 二 清掃後は、周囲の汚れ等、後始末を十分に行うとともに、張り水 後浄化槽が正常に運転できることを確認すること。

附則

- 1 この要領は、昭和60年11月1日から施行する。
- 2 昭和 **56** 年 9 月 **28** 日制定の大阪府し尿処理浄化槽維持管理指導要領は、廃止する。

附則

この要領は、昭和63年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成2年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(清掃の留意事項)

第21条 清掃時又は清掃後においては、次の各号の事項に留意すること。

- 一 清掃時には、酸欠事故のないよう注意すること。
- 二 清掃後は、周囲の汚れ等、後始末を十分に行うとともに、張り水後浄化槽が正常に運転できることを確認すること。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和60年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、昭和63年9月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成2年10月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。	(大阪府し尿浄化槽維持管理指導要領の廃止) 6 昭和56年9月28日制定の大阪府し尿処理浄化槽維持管理指導
附則	要領は、廃止する。
 この要領は、令和6年4月1日から施行する。	

水質検査項目の測定意義と望ましい範囲

pH (水素イオン濃度)

望ましい範囲:5.8~8.6

- ・生物処理に関与する微生物が増殖するのに最適なpH(水素イオン濃度)は6~8付近であり、また凝集分離法では適正なpH(水素イオン濃度)をはずれると凝集が不良になるので、適正pH(水素イオン濃度)に調整することが必要である。
- ・ばっ気槽 (室) 内は生物の代謝産物である炭酸ガスにより重炭酸塩を形成し、その緩衝作用により中性付近に保たれている。
- ・異常値を示す場合は異物(薬品等)の混入が考えられる。
- ・硝化が進むことにより低下していることもある。

SV₃₀ (活性汚泥沈殿率)

望ましい範囲:合併処理浄化槽 10%以上

单独処理浄化槽 10%以上60%以下

- ・ばっ気槽(室)活性汚泥の沈降性、固液分離の良否がわかると同時に、余剰汚泥引き抜き 量および時期や返送汚泥量を決定する際の指標となる。また、単独処理浄化槽では清掃の 時期を決定する指標になる。
- ・60%以上に達した時は清掃が必要となる場合があるが、膨化現象下では MLSS (混合液浮 遊物質量) が低いこともあり、この場合汚泥の性状を変えることにより汚泥を引き抜かな くても 60%以下に改善することが可能な場合がある。
- ・汚泥の沈降分離性と上澄水の性状も同時に観察する。

诱視度

望ましい範囲:

合併処理浄化槽 BOD (生物化学的酸素要求量) の処理性能

60mg/L 以下で10度以上

30mg/L 以下で15度以上

20mg/L 以下で20度以上

単独処理浄化槽 BOD (生物化学的酸素要求量) の処理性能

90mg/L 以下で 7 度以上

- ・水の清澄の程度を示すものであり、深さ、1**cm**=1度として表す。
- ・周囲の明るさが大きく影響するので一定の明るさの場所で行う必要がある。SS (浮遊物質量)・BOD (生物化学的酸素要求量) と高い相関を持つことが多く、水質の良否がおおまかに判定できる。

DO (溶存酸素量)

望ましい範囲: ばっ気槽(室・タンク)

合併処理浄化槽 おおむね 1.0mg/L 以上

単独処理浄化槽 おおむね 0.3mg/L 以上

- ・水中に溶けている酸素量のことを言い、その槽の処理目的にあった微生物が増殖するのに 必要な酸素量を測定する。
- ・接触ばっ気の場合、DO<u>(溶存酸素量)</u>が高くても槽内に死水域が存在している場合がある
- ・DO(溶存酸素量)が検出されない場合は、BOD(生物化学的酸素要求量) MLSS(混合液浮遊物質量)濃度が高い、空気量が少ない等が考えられる。
- ・脱窒素を目的とする槽においてはおおむね0mg/Lに保持させる。

水質検査項目の測定意義と望ましい範囲

pH (水素イオン濃度)

望ましい範囲:5.8~8.6

- ・生物処理に関与する微生物が増殖するのに最適なpHは $6\sim8$ 付近であり、また凝集分離法では適正なpHをはずれると凝集が不良になるので、適正pHに調整することが必要である。
- ・ばっ気槽(室)内は生物の代謝産物である炭酸ガスにより重炭酸塩を形成し、その緩衝作用により中性付近に保たれている。
- ・異常値を示す場合は異物(薬品等)の混入が考えられる。
- ・硝化が進むことにより低下していることもある。

SV₃₀ (活性汚泥沈殿率)

望ましい範囲:合併処理浄化槽 10%以上

单独処理浄化槽 10%以上60%以下

- ・ばっ気槽(室)活性汚泥の沈降性、固液分離の良否がわかると同時に、余剰汚泥引き抜き 量および時期や返送汚泥量を決定する際の指標となる。また、単独処理浄化槽では清掃の 時期を決定する指標になる。
- ・60%以上に達した時は清掃が必要となる場合があるが、膨化現象下では MLSS が低いこと もあり、この場合汚泥の性状を変えることにより汚泥を引き抜かなくても 60%以下に改善 することが可能な場合がある。
- ・汚泥の沈降分離性と上澄水の性状も同時に観察する。

透視度

望ましい範囲:合併処理浄化槽 BOD の処理性能 60mg/L以下で10度以上

30mg/L以下で15度以上

20mg/L 以下で20度以上

単独処理浄化槽 BOD の処理性能 90mg/L 以下で 7 度以上

- ・水の清澄の程度を示すものであり、深さ、1cm=1度として表す。
- ・周囲の明るさが大きく影響するので一定の明るさの場所で行う必要がある。SS・BODと 高い相関を持つことが多く、水質の良否がおおまかに判定できる。

DO (溶存酸素量)

望ましい範囲:ばっ気槽(室・タンク)

合併処理浄化槽 おおむね 1.0mg/L 以上

単独処理浄化槽 おおむね 0.3mg/L 以上

- ・水中に溶けている酸素量のことを言い、その槽の処理目的にあった微生物が増殖するのに 必要な酸素量を測定する。
- ・接触ばっ気の場合、DO が高くても槽内に死水域が存在している場合がある。
- ・DO が検出されない場合は、BOD 負荷が高い、MLSS 濃度が高い、空気量が少ない等が考えられる。
- ・脱窒素を目的とする槽においてはおおむね0 mg/L に保持させる。

(傍線の部分は改正等部分)

CI (塩素イオン) 濃度

望ましい範囲:単独処理浄化槽 おおむね 90~140mg/L

- ・CI (塩素イオン) 濃度は通常の生物処理では変化しないため、その濃度は単独処理 浄化槽では希釈倍率を概算するのに必要である。
- ・トイレ洗浄水量が多すぎると、Cl (塩素イオン) 濃度は低くなり、またばっ気室、沈殿 室での滞留時間が短くなる。
- ・トイレ洗浄水量が少なすぎると Cl (塩素イオン) 濃度は高くなり、また流入水の BOD (生物化学的酸素要求量) 濃度が高くなり放流水に影響を与える。

NO2-N (亜硝酸反応)

望ましい範囲:陽性

- ・水中の亜硝酸塩をその窒素量で表したものである。
- ・汚水中の NH_i-N (アンモニア性窒素) は好気性条件下で硝化菌により NO_z-N (亜硝酸性窒素) や NO_z-N (硝酸性窒素) に酸化される。
- ・合併処理浄化槽では通常 NO:-N (硝酸性窒素) まで酸化される。NO:-N (亜硝酸性窒素) が高濃度に検出されることは、立ち上がり時期や負荷が高いこと等が考えられる。
- ・単独処理浄化槽では、NO₂-N (亜硝酸性窒素) までの酸化にとどまることが多く、NO₂-N (亜硝酸性窒素) が検出されることは酸化状態が良いことを意味している。
- · 硝化反応が進みすぎると pH (水素イオン濃度) が下がり透視度が悪化する傾向がある。

残留塩素濃度

望ましい範囲:検出されること

 浄化槽は環境衛生上の安全確保のために処理水の塩素消毒を行っており、その消毒効果を 示す指標である。

BOD (生物化学的酸素要求量)

望ましい範囲: 処理目標水質以下

・汚水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量を mg/L で表したもので、汚染の指標となる。

MLSS (混合液浮游物質量)

望ましい範囲:合併処理浄化槽

長時間ばっ気方式・循環水路ばっ気方式: おおむね 3,000mg/L~6,000mg/L

標準活性汚泥方式・分注ばっ気方式:おおむね 1,000mg/L~3,000mg/L

汚泥再ばっ気方式: (ばっ気タンク) おおむね 1000 mg/L~3000 mg/L

(汚泥再ばっ気タンク) おおむね 6,000mg/L~10000 mg/L

- ・窒素を適正に除去するために MLSS (混合液浮遊物質量) 濃度管理が重要となる。
- ・特に低水温期には脱窒、硝化速度が低下するため、この対策の一つとして MLSS (混合液 浮遊物質量) 濃度を高く運転する必要が生じる。しかし、MLSS (混合液浮遊物質量) 濃 度が高くなると、沈殿槽での固液分離に支障が出てくる場合があるので注意しなければな らない。

塩素イオン濃度

望ましい範囲:単独処理浄化槽 おおむね90~140mg/L

- 塩素イオンは通常の生物処理では変化しないため、その濃度は単独処理浄化槽では希釈倍率を概算するのに必要である。
- ・トイレ洗浄水量が多すぎると、塩素イオン濃度は低くなり、またばっ気室、沈殿室での滞留時間が短くなる。
- ・トイレ洗浄水量が少なすぎると塩素イオン濃度は高くなり、また流入水のBOD濃度が高くなり放流水に影響を与える。

NO2-N (亜硝酸反応)

望ましい範囲:陽性

- ・水中の亜硝酸塩をその窒素量で表したものである。
- ・汚水中の NH₄-N は好気性条件下で硝化菌により NO₂-N や NO₃-N に酸化される。
- ・合併処理浄化槽では通常硝酸性窒素まで酸化される。NO:-N が高濃度に検出されることは、立ち上がり時期や負荷が高いこと等が考えられる。
- ・単独処理浄化槽では、NO₂-N までの酸化にとどまることが多く、NO₂-N が検出されることは酸化状態が良いことを意味している。
- ・硝化反応が進みすぎると p H が下がり透視度が悪化する傾向がある。

残留塩素濃度

望ましい節囲:検出されること

・浄化槽は環境衛生上の安全確保のために処理水の塩素消毒を行っており、その消毒効果を 示す指標である。

BOD (生物化学的酸素要求量)

望ましい節囲: 処理目標水質以下

・汚水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量を mg/L で表したもので、汚染の指標となる。

MLSS (混合液浮遊物質量)

望ましい範囲:合併処理浄化槽

長時間ばっ気方式・循環水路ばっ気方式:おおむね 3,000mg/L~6,000mg/L

標準活性汚泥方式・分注ばっ気方式: おおむね 1,000mg/L~3,000mg/L

汚泥再ばっ気方式: (ばっ気タンク) おおむね 1000 mg/L~3000 mg/L

(汚泥再ばっ気タンク) おおむね 6,000mg/L~10000 mg/L

- ・窒素を適正に除去するために MLSS 濃度管理が重要となる。
- ・特に低水温期には脱窒、硝化速度が低下するため、この対策の一つとして MLSS 濃度を高く運転する必要が生じる。しかし、MLSS 濃度が高くなると、沈殿槽での固液分離に支障が出てくる場合があるので注意しなければならない。

(傍線の部分は改正等部分)

₹ 大 -	弌例	HII (ZП.	1
73R7 J	にく、ソタリ	הוית	REC	1

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

大阪府 保健所長 様

浄化槽管理者 (所有者等)

住所

(TEL)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽の使用開始を報告します。

浄化槽の規模	人槽 (単独 ・ 合併)
設置場所	
設置の届出又は 建築確認の年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
技術管理者の氏名 ※処理対象人員 501 人以上	
の浄化槽の場合に必要	

様式例別紙1

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

大阪府 保健所長 様

浄化槽管理者 (所有者等)

住所

(TEL)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽の使用開始を報告します。

浄化槽の規模	人槽 (単独 · 合併)
設置場所	
設置の届出又は 建築確認の年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	
(但し、501人以上の槽の	
み)	

様式例別紙 2 浄化権	曹技術管理者変更報告	書	様式例別紙 2	浄化槽技	支術管理者変更報告	古書
大阪府 保健所長 様		年 月 日	大阪府 保健	所長 様		年 月 日
	浄化槽管理者	(所有者等)			浄化槽管理者	(所有者等)
	住所				住所	
	(氏名	TEL)			氏名	TEL)
	(法人にあって	は、名称及び代表者の氏名)			(法人にあって	は、名称及び代表者の氏名)
浄化槽法第10条の2第2項の規	定により、次のとおり技術	管理者の変更を報告します。	浄化槽法第10条の2	第2項の規定に	こより、次のとおり技術	管理者の変更を報告します。
浄化槽設置場所			净化槽設置場所			
技術管理者の氏名	変更前	変更後	技術管理者の氏名	<u> </u>	変更前	変更後
変更年月日	年 月	I В	変更年月日		年月	В п

注	的化槽管理者変更報告書		様式例別紙3	的化槽管理者変更報告書	ţ
		年 月 日			年月
大阪府 保健所長 樹	4 7 7 1		大阪府 保健所長 樹		
	浄化槽管理者(所有者等)		浄化槽管理者	(所有者等)
	住所			住所	
	(TI 氏名	EL)		(* 氏名	TEL)
	(法人にあっては	、名称及び代表者の氏名)		(法人にあって)	は、名称及び代表者の氏名)
浄化槽法第10条の2第3項 す。	頁の規定により、次のとおり浄化	槽管理者の変更を報告しま	浄化槽法第10条の2第3項 す。	iの規定により、次のとおり浄·	化槽管理者の変更を報告しま
浄化槽設置場所			浄化槽設置場所		
伊加雷战巨物/州	変更前	変更後	浄化槽管理者の	変更前	変更後
浄化槽管理者の			氏名又は名称		

	(例1) 単独:	処理浄化	槽 保守点検報告書		
[,	氏名				
浄化槽管理者	電話番号				
設置場所					
建築物用途					
設置年月日					
処理能力 (人槽)					
実使用人数 (人)					
	画敵化・散水ろ床・分離ばっ気・全ばっち	気・回転板接触	ばっ気・分離接触ばっ気		
点検実施年月日	年 月 日()	時	分 天候 ()	気温 (℃)	
巡回要件	定期 • 要請	その他	()	
宁点検薬者情報					
	名称				
	所在地				
営業所 .	電話番号				
	登録書号	大阪府() 第 -	号	
	氏名				
冷化槽管理士	免状番号				
古絵項目・いずれかに	○をつける。□には作業を実施した場合に	こしを知ませる			
AND			•		,
1	浄化槽周辺の悪臭	点検内容 有・無	蚊、はえ等の発生	有・無	特記事項
施設全体	異常な騒音・振動 蓋類の腐食、破損		・槽の破損、変形・水平の狂い	有·無 有·無	
l'	重要の研究、教養	41 * 25	水平の社い	4 - 20	
流入部	異物の流入・付着		沈殿物の除去	有・無	
	装置の摩耗、破損		・し尿以外の流入がない		
	スカムや汚泥の異常堆積	有・無	二次処理装置への汚泥の移行	有・無	
:水ろ床・平面酸化槽	散水・流水状況	良・否	· 通気状況	良・否	
	異物の付着	有・無			
	旋回流・ばっ気の均一	良・香			
っ気室	DO (溶存酸素濃度) (mg/L)		()		
	SV ₁₀ (活性汚泥沈降率)(%)		()		ļ
	接触材の閉塞	有・無	・逆洗の実施		
	カムの除去	有・無	均等な越流	良・否	
消毒槽	薬剤の点検及び補給		・処理水との接触状況	良・否	
	スカム、汚泥の除去				
	モーター等の過熱	有・無	・異常音、振動	有・無	
-	ベルトのゆるみ (有・無)	有・無	エアフィルターの目詰まり	有・無	
プロワ・モーター等	ダイヤフラムのき裂、ゆるみ	有・無	・電気絶縁状況 (良・否)	良・否	
-	ベアリングの破損、シャフトの摩耗	有・無	・オイルの補給等		
	ボルト等の固定のゆるみ・腐食等	有・無	・ オーバーオールの実施必要性	有・無	
清掃 .	実施の必要性	有・無			
	pⅡ (水素イオン濃度)	(· 透視度 (度)	()	
			・水温 (°C)	()	
放流水 .	残留塩素濃度(mg/L)		· 外報	()	
	次田值州供及 (略/ 4)				,
	双面组形模块 (職/以)				
	双面温水积及(吗/L /				
必要な処置	スカロ州米保及 (WV1) この書類は、3年間保存することが義務づ				

	(例2)合併処理浄	化槽 保守	点検報告書(告示第	1用)	
浄化槽管理者	氏名				
17 10 18 8 22 9	・電話番号				
設置場所					
建築物用途					
設置年月日					
処理能力 (人槽)					
実使用人数 (人)					
処理方式	分離接触ばっ気・脱蛮ろ床接触ばっ気・増	兼気ろ床接触ばっ気	K.		
点檢実施年月日	年 月 日()	時分	天候 ()	気温 (℃)	
巡回要件	定期 • 要請	その他	()	
R守点檢案者情報					
7 111100 700 111 111 111	· 名称				
営業所	・所在地				
各来所	・電話番号				
	・登録番号	大阪府 () 第 -	号	
浄化槽管理士 -	氏名				
	• 免状番号				
主)点検項目:いずれかに	こ○をつける。□には作業を実施した場合	にレを記入する。			
		点檢內容			特記事項
	・浄化槽周辺の悪臭	有・無	・蚊、はえ等の発生	有・無	
施設全体	・施設周辺の清掃		・槽の破損、変形	有・無	
	・蓋類の腐食、破損	有・無			
流入部	・異物の流入・付着		・沈殿物の除去	有・無	
	・装置の摩耗、破損	有・無			
沈殿分離槽 嫌気ろ床槽	・スカム、汚泥の異常堆積		・異常な水位の上昇	有・無	
嫌気ろ床槽 脱室ろ床槽	二次処理装置への汚泥の移行		多量の油脂類の混入	有・無	
	・死水域	有・無	AC		
	・旋回流、ばっ気の均一性		・循環水量は適正か	良・否	
接触ばっ気槽	• DO (溶存酸素濃度) (mg/L)		浮遊汚泥の状況	多・少・無	
	・死水域・ろ材の閉塞	有・無	・逆洗の実施	有・無	
	・ ろ材の閉塞・ スカムの状況		· 汚泥移送状況	良・香	
沈殿槽	・スカムの状況・越流ぜきの清掃		・汚泥砂透状況・均等な越流	泉·杏 泉·香	
	・薬剤の点検及び補給		・ 均等な極低 ・ 処理水との接触状況	泉·百	
消毒槽	・ 条用の点検及び側部・ スカム、汚泥の堆積	有・無	~である**/政策伝信	R.D	
	・ モーター等の過熱		・異常音、振動	有・無	
	・ベルトのゆるみ		エアフィルターの目詰まり	有・無	
	・ダイヤフラムのき裂、ゆるみ		・電気絶縁状況	良・否	
	ベアリングの破損、シャフトの摩耗		オイルの補給等		
	・ボルト等の固定のゆるみ・腐食等		・ t^'-t-sの実施必要性	有・無	
清掃	・清掃実施の必要性	有・無			
	pⅡ (水素イオン濃度)	()	・透視度 (度)	()	
放流水	· 臭気		· 水温 (°C)	()	
	·残留塩素濃度 (mg/L)	()	• 外観	()	
20 ME 20 1- ME					
必要な処置					
,	この書類は、3年間保存することが義務。			nder and the	

				用)	
	 氏名 				
浄化槽管理者	· 電話番号				
設置場所					
建築物用途					
設置年月日					
処理能力 (人槽)					
実使用人数 (人)					
処理方式	安触ばっ気・長時間ばっ気・回転板接触	散水ろ床・標準	活性汚泥・その他()	
点検実施年月日	年 月 日()	8 h	分 天候 ()	気温 ()) °C
巡回要件	定期 • 要請	その他	()		
五検業者情報					
2.快來也用幣	· 名称				
	・所在地				
営業所	・電話番号				
	· 登録番号	大阪府() 第	;	***************************************
No. 24 Add Server 1	 氏名 				
冷化槽管理士	• 免状番号				
点検項目:いずれかに○を~	oける。口には作業を実施した場合に ン :	を記入する。			
	,	在検内容			特記事項
	・浄化槽周辺の悪臭	有・無	・槽の破損、変形	有・無	
	・施設周辺の清掃		・異常な騒音、振動	有・無	
施設全体	・管きょ、インパート升、移流管、 移流口、越流ぜき、流出口、 放流管きよの異物の付着	有・無	・蓋類の密閉、ロック状況	良・否	
	・地下水、雨水の流入の有無	有・無	・蓋類の腐食、破損	有·無	
	・蚊、はえ等の発生	有・無	単位装置及び附属機器類の設置位置	良・否	
			・単位装置及び附属機器類の機能異常	有・無	
液入部	・スクリーン設備の点検・清掃		・装置の摩耗、破損	有・無	
	・異物の付着		・沈殿物の除去		
沈殿分離槽	・スカム、汚泥の異常堆積		二次処理装置への汚泥の移行	有・無	
	・異常な水位の痕跡	有・無	・夾雑物によるストレーナの閉塞、 インベラーへの絡みつき	有・無	
	移送水量の点検、調整		・かくはん装置の作動状況	良・否	
流量調整槽	・底部の汚泥堆積、スカム量		・かくはん条件の調整	良・否	
	・フロートスイッチの点検		計量装置の調整の容易さ	良・否	
	・レベルスイッチの位置及び間隔・レベルスイッチのケーブルへの		計量装置の仕切板、せき等の清掃		
	絡みつき、異物等の付着	有・無			-
	・旋回流、ばっ気の均一性		・浮遊汚泥の多少	多・少・無	
	・死水域	有・無	予動逆洗の実施	有・無	
接触ばっ気槽	• DO (溶存酸素濃度) (mg/L)	dr. #-	()	良・否	
	逆洗装置及び汚泥返送装置の異常	有・無			
	・ろ材の閉塞	有・無	(
	・自動逆洗の間隔及び時間	dr. F-		良・否	
	・ばっ気のかたより	有·無 有·無	・異常な泡立ちや臭気	有・無	
	・散気管の異物付着	有・無	()	0.7	
長時間ばっ気槽	· SV ₃₀ (汚死沈降丰) (%)			良・否	
	・汚泥の色相			良・否	
	· DO (溶存酸素量) (mg/L)		()	良・否	1

			內容			特記事項
		槽底部汚泥の異常な堆積	有・無	回転板の変形・破損	有・無	
回転板接	照槽	· 通気状況	良・否	回転板円周速度の適正保持	良・否	
		・回転板の閉塞、異物の付着	有・無			
		・ろ床への散水の均等性	良・否	通気口の清掃状況	良・否	
散水る	床	・ろ床の嫌気性変化	有・無	蚊、はえ等の発生状況	有・無	
		・といの破損、堆積汚泥	有・無	防虫網の破れ	有・無	
		・返送水量		・スカム除去装置、汚泥かきよせ機の	良・否	
		・スカム、汚泥等の流出	有・無	・ 人刀ム除去装置、汚泥かさよせ機の 作動状況	良・否	
		・均等な越流、異物の付着	有・無			
沈殿	ŧ	・水面から汚泥界面までの距離(cm)		()	良・否	
		• 汚泥返送量		()	良・否	
		・余剰汚泥の引き抜き		()		
汚泥濃縮	貯留槽	・異常な臭気	有・無	・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量	良・否	
		・脱離液への多量のSS (浮遊物質量) の混入	有・無	・汚泥鍛出の必要性	有・無	
	汚泥濃縮槽	・異常な臭気	有・無	 脱離液への多量のSS(浮遊物質量)(混入 	カ 有・無	
		・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量	良・否			
汚泥濃縮設備		機械の作動状況	良・否			
汚泥濃縮機	汚泥濃縮機の運転時間		()			
		・濃縮機への供給量		()		
汚泥貯留槽		・脱離液への多量のSS (浮遊物質量) の 混入	有・無	汚泥搬出の必要性	有・無	
		・清掃時でのばっ気又は撹拌の必要性	有・無			
消毒	ŧ	・薬剤の点検及び補給	有・無	・処理水との接触状況	良・否	
		・スカム、汚泥の堆積	有・無			
		・フロートスイッチの点検	良・否	移送水量の点検、調整		
		・ポンプの故障	有・無	逆流防止弁の作動状況	良・否	
ポンプ	19-400	・ボンプ及び配管の閉塞や漏れ	有・無	・底部の汚泥堆積、スカム量	多・少	
4.77		レベルスイッチの位置及び間隔	良・否	計量装置の仕切板、せき等の清掃		
		レベルスイッチのケーブルへの 絡みつき、異物等の付着	有・無	計量装置の調整の容易さ		
		・夾雑物によるストレーナの閉塞、 インペラーへの絡みつき	有・無	・異常な水位の上昇の痕跡	有・無	
		・モーター等の過熱	有・無	・異常音、振動	有・無	
		・ベルトのゆるみ	有・無	エアフィルターの目詰まり	有・無	
プロワ、モ	ーター等	・ダイヤフラムのき裂、ゆるみ	有・無	· 電気絶縁状況	良・否	
		・ベアリングの破損、シャフトの摩耗	有・無	・オイルの補給等		
		・ボルト等の固定のゆるみ・腐食等	有・無	・ オーバーホールの実施の必要性	有・無	
清掃	+	清掃実施の必要性	有・無			
		pH(水素イオン濃度)	() · 透視度 (度)	()	
放流	ĸ	・臭気	() ・水温 (℃)	()	
		・残留塩素濃度 (mg/L)	() · 外観	()	
必要な	e 500					
必要な	C) III.					- 11

	(例 4) 合併机理論化制	樓 保守点	檢報告書(告示第7,8月	#)	
		אות וייאן און	19、11年 (日小畑 1,0 /1	u,	
浄化槽管理者	54				
設置場所	包括番号				
終 数 相 例 / / / / / / / / / / / / / / / / / /					
設置年月日					
収担サガロ 処理能力 (人槽)					
実使用人数 (人)					
	het.a. Emmet.a. macerials	· 新水之中 · 經濟/	活性汚泥+ (ろ過 ・ 凝集分離 ・ 活性	+ 175 (E 20)	
19034	ALLOW MANIELLOW MANIELLOW	- BUTCON - SERVI	HISTORY (CAS MERCAN)	25030417	
左検実施年月日	年 月 日()	助 分	天候 ()	気温 () °C
这回要件	定期 · 要請	その他	()		
守点検案者情報					
	5.件				
+ 所 対案所	所在地				
A 9001	電話番号				
- 9	E 録番号	大阪府()第 - 号	ŀ	
- 氏 浄化槽管理士	54				
· #	电状番号				
- 点検項目:いずれかに○をつ	oける。口には作業を実施した場合に D	レを記入する。			
		点検内容			特記事項
- 19	争化槽周辺の悪臭	有・無	- 槽の破損、変形	有・無	
	e設周辺の清掃		・異常な騒音、振動	有・無	
- 10	書きょ、むパー升、移流管、 8流口、超流ぜき、流出口、 改流管きよの異物の行着	有・無	・蓋頼の密閉、ロック状況	点 - 否	
	改流管きょの異物の付着 他下水、雨水の流入の有無		 蓋類の腐食、破損 	有・無	
	さ、はえ等の発生		・単位装置及び附属機器類の設置位置	兵	
- 80	以、 口 ス等の 第王		単位装置及び附属機器類の縦能異常	有・無	
	スクリーン設備の点検・清掃		・単位装置及び前属機器類の機能異常・装置の摩耗、破損	有・無	
流入部	Name の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		・ 仮直の単和、仮信 ・ 沈殿物の除去	111.70	
	スカム、汚泥の異常堆積		・二次処理装置への汚泥の移行	有・無	
	へがみ、iのにい高条準候 賃需な水位の痕跡	11 · M	 ・ 実権物によるストレーナの開塞、 インペラーへの絡みつき 	有・無	
	8送水量の点検、調整	70 - 70	インベラーへの絡みつき ・かくはん装置の作動状況	点 · 否	
- 8	E部の汚泥堆積、スカム量		・かくはん条件の調整	点 · 香	
次量調整槽	フロートスイッチの点検		計量装置の調整の容易さ	点-舌	
	レベルスイッチの位置及び間隔		 計量装置の仕切板、せき等の清掃 		
	レベルスイッチのケーブルへの 各みつき、異物等の付着	有・無			
	Gみつき、異物等の付着 定回流、ばっ気の均一性		・浮遊汚泥の多少	8·少·無	
	E水城		手動逆洗の実施	有・無	
- 10	0 (溶存酸素濃度) (mg/L)		()	魚・香	
	逆洗装置及び汚泥返送装置の異常	有・無			
	5材の開塞	有一無			
	自動逆洗の間隔及び時間		()	真一百	
- n	ქっ気のかたより		・異常な抱立ちや臭気	有・無	1
- n	ぱっ気のかたより 放気管の異物付着			有・無	
- 11 - 12		有·無 有·無		有・無 良・否	
- 自 - : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	放気管の異物付着	有·無 有·無	- 異常な泡立ちや臭気		
- 自 - は - 数 - 数 - 数 	放気管の異物付着 N ₂₀ (汚泥沈降率) (%)	有·無 有·無	- 異常な陰立ちや臭気	魚·香	
- 自 - は - 数 - 数 - 表 - 表 - 表 - 表 - 表 - 表 - 表 - 表 - 表 - 表	放気管の異物付着 Was (汚泥沈降率) (%) 5兆の色相	有·無	- 異常な抱立ちや奥気 () ()	魚·香 魚·香	
- 自 - ば - 歌 - 影 - 説 - 説 - 記 - M - M	数矢管の異物付着 N ₂₀ (汚泥沈降率) (%) り 形の色相 10 (溶存板素濃度) (mg/L)	有·無 有·無	- 異常な抱立ちや臭気 () ()	良·否 良·否 良·否	
- 自 - 注 - 旅 - 旅 - 長時間ばっ気槽 - 内 - M	数效管の異物付着 N ₂₀ (污泥北路率) (%) 可泥の色相 10 (旅行酸素濃度) (mg/L) LESS (混合液浮透物質量) (mg/L)	有·無	- 異常な信立ちや美気()()()()	魚·杏 魚·杏 魚·杏	
- 自 - は - 次 - 次 - 次 - 57 - 57 - 50 - 70 - 50 - 34 - 70 - 74 - 74 - 74 - 74 - 74 - 74 - 74 - 74	於気管の異物付着 7 ₃₁ (河北北路平) (%) 5元の色相 10 (部存骸率濃度) (mg/L) LSS (混合波浮遊物質量) (mg/L) 豊密部河北の異常な堆積	有·無	- 異常な信立ちや臭気 () () () () () - 調転板の変形・銀模	良·否 良·否 良·否 食·否	
- 自 - は - 次 - 表 - 表 - 表 - の - の - の - の - が - 他 - 一 - 他 - の - 他 - 他 - 他 - 他 - 他 - 他 - 他 - 他 - 他 - 他	於文管の異物付着 Vpu (汚疣は染中) (%) Vpu (汚疣は染中) (%) VpCの色相 (0 (溶存療素療疣) (mg/L) LSS (混合液呼遊物質能) (mg/L) 豊医部汚疣の異常な堆積	有 - 無 有 - 無 有 - 無 氏 - 否 有 - 無	- 異常な信立ちや臭気 () () () () () - 調転板の変形・銀模	良·否 良·否 良·否 食·否	
- 自 - : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	放发管の具物材容 Na (形成化基单) (%) 为股心危险 (自分和最高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效的原理) \$5.55 (e) (自分有效的原理) \$5.55 (e)	有·無有·無有·無有·無 有·無 氏。而 五 有·無	- 異常力症立ちや情気 () () () () () - (與 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 自 - : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	放安官の異物付着 「Ag (「伊見は知中) (%) 「男人 (「伊見は知中) (%) 「	有·無有·無有·無有·無 有·無 氏。而 五 有·無	- 養養力産立かや食気 () () () () () () () () () (負 · 否 否 否 在 · 否 否 点 · 否	
- 自 - : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	放发管の具物材容 Na (形成化基单) (%) 为股心危险 (自分和最高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效高度) (mg/L) \$5.55 (自分有效的原理) \$5.55 (e) (自分有效的原理) \$5.55 (e)	有一無有一無有一無有一無 有一無 五 有一 無 五 有 一 無 五 有 一 無 五 有 一 無	- 養育小佐立らや青女 (自由 自由 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在	
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	放文管の異称計畫 Fau (別度は30年)(%) Fau (別度は30年)(%) Fau (別度は30年)(%) Fau (別年度は30年)(mg/L) Fau (別年度は30年度) (mg/L) Fau (別年度は30年度) Fau (別年度は30年度) Fau (別年度) Fau (有 布 旅 布 旅 石 旅 石 旅 石 旅 石 旅 石 旅 石 旅 石 旅 石 旅	- 養養力産立かや食気 () () () () () () () () () (與 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
日本	放棄空风等計器 Was (労別式は基金) (%) 5% (労別式は基金) (%) ((((((((((((((((((((((((((((((((有一無有一無有一無有一無 有一無 五 有一 無 五 有 一 無 五 有 一 無 五 有 一 無	- 養育小佐立らや青女 (自由 自由 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在	
日本	放文管の異称計畫 Fau (別度は30年)(%) Fau (別度は30年)(%) Fau (別度は30年)(%) Fau (別年度は30年)(mg/L) Fau (別年度は30年度) (mg/L) Fau (別年度は30年度) Fau (別年度は30年度) Fau (別年度) Fau (有 · 旅 · 旅 · 旅 · 旅 · 旅 · 旅 · 旅 · 旅 · 旅 ·	- 養育小佐立らや青女 (自由 自由 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在	
- 自	放棄を支配の集動計畫 **Tax (別度は30年) (知)) **別の心思 **B (別の心思 **B (別の他用	有有 有	- 最保力協立かや教装 (負負負負 有	

		Á	(検内容			特記事項
		・異常な水位の上昇の痕跡	有・無	・かくはん装置の作動状況	良・否	
中間流量調	RS 28	・移送水量の点検、調整		かくはん条件の調整	良・否	
1 100 010 385 300	AL 10	・底部の汚泥堆積、スカム量	多・少・無	計量装置の調整の容易さ	良・否	
		・計量装置の仕切板、せき等の清掃				
		注入装置異常		・注入装置配管つまり、破損		
		凝集剤	有・無	凝集剤	有・無	
		凝集助剤	有・無	凝集助剤	有・無	
		pH同些剂	有・無	凝集剤	有・無	
	凝集槽	薬剤補給量				
		凝集剤		()		
凝集設備		凝集助剤		()		
		pH同整剂		()		
		 凝集汚泥の槽底部での異常な堆積 	有・無	・フロックの生成状況	良・否	
		・スカム、汚泥等の流出	有・無	・均等な越流、異物の付着	有・無	
		・水面から汚泥界面までの距離		() cm	良・否	
	沈殿槽	· 汚泥返送量		()	良・否	
		・凝集汚泥の引き抜き量		()	良・否	
		・異常な水位の上昇の痕跡	右・毎	・槽底部の汚泥堆積、スカム量	有·無	
	原水槽	移送水量の点検、調整		()		
		・ ろ過装置の異常	有·無	・圧力 (ろ過抵抗) は適正か	良・否	
		・通水量は適正か		 ろ層の閉塞 	有·無	
		・ろ過処理水槽への移送水量	Α	()		
ろ過設備		・ ろ材の流出	#.#	・ろ材を逆洗する必要性	有・無	
O SERVIN		・自動逆洗の間隔及び時間	H . W	()	良・否	
		・ろ材の逆洗水量		()	良・否	
		・ろ過ポンプの異常	有・無	,	R.R.	
-				After American Street House Company	dr. dr.	
	処理水槽	・異常な水位の上昇の痕跡		・槽底部の汚泥堆積、スカム量()	多・少	
		・移送水量の点検、調整				
	原水槽	・異常な水位の上昇の痕跡	有・無	・槽底部の汚泥堆積、スカム量	有・無	
-		移送水量の点検、調整		()		ļ
		・活性炭層の目詰まり		活性炭処理水槽への移送水量は適正か	良・否	
		・通水量は適正か	良・否	活性炭の流出	有・無	
活性炭設備	装置	・圧力(ろ過抵抗)が上がりすぎていない	良・否	活性炭の交換の必要性	有・無	
		活性炭の交換間隔	有・無	ろ材の自動逆洗の間隔及び時間	良・否	
		・活性炭の逆洗水量		()	良・否	ļ
	処理水槽	・異常な水位の上昇の痕跡	有・無	・槽底部の汚泥堆積、スカム量	有・無	
	saraval	移送水量の点検、調整		()		
污泥濃縮貯	宿槽	・異常な臭気	有・無	余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量	良・否	
1.7 9% (96.48.8.)	us ill	・脱離液への多量SS (浮遊物質量) の混入	有・無	汚泥搬出の必要性	有・無	
	濃縮槽	・異常な臭気	有・無	 脱離液への多量のSS (浮遊物質量)の 混入 	有・無	
	銀帽帽	・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量	良・否			
汚泥濃縮設備		・機械の作動状況	良・否			
	濃縮機	濃縮機の運転時間		()		
		濃縮機への供給量		()		
		・脱離液への多量のSS (浮遊物質量) の混入	有・無	汚泥搬出の必要性	良・否	
汚泥貯留	槽	・清掃時でのばっ気又は撹拌の必要性	有・無			

	T	点検内	容						特記事項
消毒槽	・薬剤の点検及び補給		有・無		処理水との接触状況		良・る	5	
177 747 18	・スカム、汚泥の堆積		有・無						
	・フロートスイッチの点検		良・否		移送水量の点検、調整				
	・ポンプの故障		有・無		逆流防止弁の作動状況		良・る	5	
ポンプ設備	・ポンプ及び配管の閉塞や漏れ		有・無		・底部の汚泥堆積、スカム量		多一	Þ	
ホンノ iX i用	レベルスイッチの位置及び間隔		良・否		計量装置の仕切板、せき等の清掃				
	レベルスイッチのケーブルへの 絡みつき、異物等の付着		有・無		計量装置の調整の容易さ				
	・夾雑物によるストレーナの閉塞、 インペラーへの絡みつき		有・無		異常な水位の上昇の痕跡		有·無	Ħ.	
	モーター等の過熱		有・無		・異常音、振動		有・無	#	
	・ベルトのゆるみ		有・無		エアフィルターの目詰まり		有・無	#	
ブロワ、モーター等	ダイヤフラムのき裂、ゆるみ		有・無		• 電気絶縁状況		良・召	5	
	ベアリングの破損、シャフトの摩耗		有・無		・オイルの補給等				
	・ボルト等の固定のゆるみ・腐食等		有・無		・ オーバーホールの実施の必要性		有・無	#	
清掃	・清掃実施の必要性		有・無						
	pH(水素イオン濃度)	()	・透視度 (度)	()	
放流水	・臭気	()	·水温 (℃)	()	
	・残留塩素濃度(mg/L)	()	• 外観	()	
必要な処置									
					で、設置者または管理者において保存して				

	(例 5) 合併処理浄化槽 保守点檢報告書(告示第 9~11用)
浄化槽管理者	 氏名
伊北西 B 2至相	・電話番号
設置場所	
建築物用途	
設置年月日	
処理能力 (人槽)	
実使用人数 (人)	
処理方式	○ 硝化液循葉活性汚泥+ (生物反応槽・凝集沈殿)○ 接触ばつ気・長時間ばつ気・回転板接触・散水ろ床・活性汚泥+ (硝化用接触・脱葉用接触・凝集分離)
点検実施年月日	年 月 日 () 時 分 天候 () 気温 ()℃
巡回要件	定期 · 要請 その他 ()
) (C7) (C7) (C7) (C7)
保守点検業者情報	· 名称
	· 所在地
営業所	・電話番号
	 ・登録番号 大阪府()第 - 号
	· 氏名
浄化槽管理士	免状番号

		点	検内容				特記事項
		・浄化槽周辺の悪臭	有・無	槽の破損、変形		有・無	
		施設周辺の清掃		・異常な騒音、振動		有・無	
施設全	È体	・管きょ、心が一升、移流管、 移流口、越流ぜき、流出口、 放流管きょの異物の付着	有・無	・蓋類の密閉、ロック状況		良・否	
		・地下水、雨水の流入の有無	有・無	蓋類の腐食、破損		有・無	
		・蚊、はえ等の発生	有・無	単位装置及び附属機器類の	の設置位置	良・否	
				単位装置及び附属機器類の	の機能異常	有・無	
		・スクリーン設備の点検・清掃		装置の摩耗、破損		有・無	
流入	部	・異物の付着	有・無	・ 沈殿物の除去			
沈殿分	離槽	・スカム、汚泥の異常堆積	有・無	二次処理装置への汚泥の利	多行	有・無	
		・異常な水位の上昇の痕跡	有・無	・夾雑物によるストレーナの インペラーへの絡みつき	の閉塞、	有・無	
		移送水量の点検、調整		・かくはん装置の作動状況		良・否	
流量調整槽		・底部の汚泥堆積、スカム量	多・少・無	・かくはん条件の調整	良・否		
		フロートスイッチの点検	良・否	計量装置の調整の容易さ		良・否	
		レベルスイッチの位置及び間隔	良・否	計量装置の仕切板、せき等	序の清掃		
		レベルスイッチのケーブルへの 絡みつき、異物等の付着	有・無				
		・かくはん装置の作動状況	良・否	・メタノール注入装置の異常	常	有・無	
		・かくはん条件の調整	有・無	メタノール注入配管等の つまり、破損		有・無	
	脱室槽	・メタノールの注入の必要性	有・無				
		・メタノール注入量		()	良・否	
		• DO (溶存酸素濃度) (mg /L)		()	良・否	
		・ばっき量の適正性	良・否	ばっ気のかたより		良・否	
		・アルカリ注入の必要性	有・無	・アルカリ注入装置の異常		有・無	
生物反応槽		・アルカリ注入配管等のつまり、破損	有・無				
		・アルカリ注入量		()	良・否	
		• DO (溶存酸素濃度) (mg /L)		()	良・否	
	硝化槽	· MLSS (混合液浮遊物質量) (mg/L)		()	良・否	
		pH(水素イオン濃度)		()	良・否	
		·SV ₃₀ (汚泥沈降率) (%)		()	良・否	
		・汚泥の色相		()	良・否	
		 循環水量 		()	良・否	
		・スカム、汚泥等の流出	有・無	均等な越流、異物の付着		良・否	
	Lav	・水面から汚泥界面までの距離 (cm)		()	良・否	
沈殿	槽	· 汚泥返送量		()	良・否	
		・余剰汚泥の引き抜き		()		

		1	点検内容				特記事項
		・異常な水位の上昇の痕跡	有・無	・かくはん装置の作動状況		良・否	
中間流量	調整槽	移送水量の点検、調整		かくはん条件の調整		良・否	
		・底部の汚泥堆積、スカム量	多・少・無	計量装置の調整の容易さ		良・否	
		計量装置の仕切板、せき等の清掃					
将化用 按 候 槽		ろ材の閉塞	有・無	・ぱっ気量の適正保持 (良	・否)	良・否	
		• 死水域	有・無	ばっ気のかたより (有・	無)	有・無	
	硝化用	自動逆洗の逆洗間隔、逆洗時間	良・否				
		・アルカリ注入装置の異常	有・無 ・アルカリ注入配管等のつまり、破		まり、破損	有・無	
		・アルカリ注入量		()	良・否	
		· DO (溶存酸素濃度) (mg/L)		()	良・否	
		・ ろ材の閉塞	有・無	撹拌状況		良・否	
		• 死水域 有		撹拌条件の調整			
		・自動逆洗の逆洗開隔、逆洗時間	良・否	逆洗装置の異常		有・無	
	脱窒用	・異常な堆積汚泥	有・無	・手動逆洗の必要はないか			
		・メタノール注入装置の異常	良・否	・メタノール注入配管等の・	つまり、破損	有・無	
		・メタノール注入量		()	良・否	
		・DO (溶存酸素濃度) (mg/L)		()	良・否	
<u>.</u>		・旋回流、ばっ気の均一性	良・否	・浮遊汚泥の多少		多・少・無	
		・ ろ材の閉塞	有・無	逆洗装置及び汚泥返送装	先装置及び汚泥返送装置の異常		
再ばっ	気槽	・逆洗の必要性	有・無				
		自動逆洗の間隔及び時間		()	良・否	
		・DO (溶存酸素濃度) (mg/L)		()	良・否	
			・凝集剤			有・無	
		· 注入装置異常	 凝集助剤 			有・無	
			·pH調整剤			有・無	
			 凝集剤 			有・無	
	凝集槽	・注入装置配管つまり、破損	• 凝集助剤			有・無	
			·pH調整剤			有・無	
			凝集剤	()		
凝集設備		• 薬剤補給量	· 凝集助剤	()		
注 顾			·pH調整剤	()		
		凝集汚泥の槽底部での異常な堆積	有・無	・フロックの生成状況		良・否	
		・スカム、汚泥等の流出	有・無	均等な越流、異物の付着		有・無	
		・水面から汚泥界面までの距離		() cm	良・否	
	沈殿槽	汚泥返送量		()	良・否	
		・凝集汚泥の引き抜き量		()	良・否	

		点核	食内容			特記事項	
汚泥濃縮貯留槽	腔樹柳	・異常な臭気	有・無	・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量	良・否		
	XI EE TE	・脱離液への多量のSS (浮遊物質量) の 混入	有・無	汚泥搬出の必要性	良・否		
汚泥 濃 縮 汚泥 濃縮設備	207 NO 208 00F-148	・異常な臭気	有・無	 脱離液への多量のSS (浮遊物質量)の 混入 	有・無		
	75池蕨植情	・余剰汚泥の汚泥移送間隔及び量	良・否				
		機械の作動状況	良・否				
	汚泥濃縮機	汚泥濃縮機の運転時間		()			
		・濃縮機への供給量		()			
'		・脱離液への多量のSS (浮遊物質量) の 混入	有・無	汚泥搬出の必要性	有・無		
汚泥貯留槽		・清掃時でのばっ気又は撹拌の必要性	有・無				
	・薬剤の点検及び補給		()				
消毒槽		・処理水との接触状況	良・否	・スカム、汚泥の堆積	有・無		
		フロートスイッチの点検	良・否	移送水量の点検、調整			
		・ポンプの故障	有・無	逆流防止弁の作動状況	良・否		
		・ポンプ及び配管の閉塞や漏れ	有・無	・底部の汚泥堆積、スカム量	多・少		
ポンプ	設備						
		・レベルスイッチの位置及び間隔・レベルスイッチのケーブルへの	良・否	・計量装置の仕切板、せき等の清掃			
		絡みつき、異物等の付着 ・夾雑物によるストレーナの閉塞、	有・無	計量装置の調整の容易さ			
		インペラーへの絡みつき	有・無	異常な水位の上昇の痕跡	有・無		
		モーター等の過熱	有・無	・異常音、振動	有・無		
		・ベルトのゆるみ	有・無	エアフィルターの目詰まり	有・無		
プロワ、モ	ーター等	・ダイヤフラムのき裂、ゆるみ	有・無	· 電気絶縁状況	良・否		
		ベアリングの破損、シャフトの摩耗	有・無	オイルの補給等			
		・ボルト等の固定のゆるみ・腐食等	有・無	・オーバーホールの実施の必要性	有・無		
清掃	7	清掃実施の必要性	有・無				
		pH(水素イオン濃度)	() ・透視度 (度)	()		
放流水	水	臭気	() ・水温 (℃)	()		
		・残留塩素濃度 (mg/L)	() • 外観	()		
						1	
必要な	処置						
no agent of the market and the last of the							
この書類は、3年間保存することが義務づけられていますので、設置者または管理者において保存して下さい。							